

西郷村環境基本計画

－ 持続可能な地域社会の実現に向けて －

西郷村【令和8年3月】

はじめに

西郷村は、豊かな自然環境と清らかな水、肥沃な大地に恵まれ、先人たちが守り育ててきた暮らしと文化が息づく地域です。しかし近年、我が国では、気候変動の進行や生活様式の変化、人口減少や高齢化など、私たちの暮らしを取り巻く環境は大きく変わりつつあります。これらの変化は、地域の自然環境や生活基盤にさまざまな影響を及ぼし、将来世代にわたって持続可能な地域社会を維持していくための課題となっています。

こうした状況の中で、私たちが今、地域の未来を見据え、環境の保全と地域の発展を両立させる取組を進めていくことが求められています。本計画は、西郷村の環境の現状と課題を踏まえ、将来に向けた望ましい姿を共有し、その実現に向けた方向性を示すものです。

本計画では、「脱炭素」「生活環境」「資源循環」「自然共生」「環境教育・住民参加」の5つの基本目標を掲げ、村民の皆さまとともに、持続可能な地域社会の実現を目指してまいります。また、SDGsの理念を踏まえ、環境と経済の調和を図りながら、次世代へ豊かな自然と安心して暮らせる地域を引き継ぐことを目標としています。

本計画の推進には、村民の皆さま、事業者の皆さま、各種団体の皆さまのご理解とご協力が欠かせません。ともに力を合わせ、未来の西郷村をより良いものとしていくため、引き続きのご支援をお願い申し上げます。

今後とも、村民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

西郷村長 高橋 廣志

目次

第1章	計画の基本事項	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置づけ.....	2
3.	計画期間.....	3
4.	SDGs(持続可能な開発目標)による施策の推進	3
第2章	西郷村の環境・社会・経済の現状と課題	4
1.	村の概要	4
(1)	位置、面積、地形等	4
(2)	人口	5
(3)	気候	5
(4)	産業	6
2.	本村の経済・社会の現状	7
(1)	人口減少・少子高齢化と経済縮小の影響	7
(2)	生活環境と社会基盤・環境との関わり	8
3.	環境危機の構造と背景	9
(1)	地球温暖化・気候変動	9
(2)	生物多様性・自然共生	11
(3)	資源循環と廃棄物問題	11
(4)	環境保全と持続可能な社会形成	12
4.	分野別の課題と対応	13
(1)	気候変動の影響と適応策	13
(2)	水・土・大気環境の保全	15
(3)	今後のフッ素化合物(PFOA・PFOS)への対応	18
(4)	資源循環と不法投棄対策	19
(5)	生活環境と社会基盤の持続可能化	22
(6)	自然環境・生物多様性の保全	25
第3章	目指すべき将来像	29
1.	目指すべき環境像	29
2.	各主体の役割.....	30
(1)	村民の役割.....	30
(2)	事業者の役割	30
(3)	むら(行政)の役割	30
3.	本計画とSDGsの関係	32
第4章	将来像を実現するための施策展開	34
1.	脱炭素社会の実現 ～地球環境の保全～	35
2.	良好な生活環境の確保 ～安全・安心な暮らしを守る～	41

3.	資源循環型社会の構築 ～ ごみを減らし、資源を大切に使うために ～	47
4.	自然共生社会の形成 ～ 自然とともに生きる地域づくり ～	52
5.	環境教育と住民参加の充実 ～ 地域ぐるみで未来を育む ～	60
第5章	計画推進の体制と進行管理	65
1.	計画推進における主体の役割	65
2.	計画の推進体制	66
3.	進行管理の方法	67
4.	まとめ	68
第6章	資料編	69
1.	西郷村環境基本条例	69
2.	環境に関する基礎データ	73
3.	西郷村環境審議会	87

第Ⅰ章

基本的事項

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画期間
4. SDGs（持続可能な開発目標）による施策の推進

第Ⅰ章 計画の基本事項

表記について

本計画では、国の統計資料やカーボンニュートラル関連施策との整合を図るため、原則として西暦表記を用いています。

必要に応じて和暦を併記する場合がありますが、本文の読みやすさを確保するため、西暦を基本としています。

Ⅰ. 計画策定の趣旨

西郷村では、西郷村環境基本条例第9条に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定します。

改訂前環境基本計画（令和2年7月）は、東日本大震災（2011年）を契機としたエネルギー供給の課題、大規模開発や新たな大気汚染の顕在化など、当時の社会情勢を踏まえて策定され、これまで様々な環境施策を展開してきました。

しかし、同計画の策定以降、国内外の環境施策を取り巻く状況は大きく変化しています。

国際的には、「持続可能な17の開発目標（SDGs）：p32 参照」の推進や ESG 投資の拡大など、持続可能性を重視する動きが加速しています。

国内では「2050年カーボンニュートラル宣言^{*1}」を契機に脱炭素化が急速に進み、福島県においても「福島県 2050年カーボンニュートラル^{*2}」を宣言し、脱炭素社会の実現に向けて取り組みが本格化しています。

また、アフターコロナにおける生活様式の変化は、エネルギー利用や環境政策にも影響を及ぼしています。

村内においても、大規模開発と自然環境・生活環境との調和など、新たな課題が顕在化しています。こうした社会情勢や環境課題の変化へ適切に対応するため、「西郷村環境基本計画（令和8年3月）」を新たに取りまとめることとしました。

※¹ 国の2050年カーボンニュートラル宣言とは、日本が「2050年までに温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、全体として実質ゼロを目指す」とした国家目標です。2020年10月に当時の菅総理が所信表明で表明したものです。
地球温暖化の進行を抑え、将来の気候リスクを減らすことを目的としています。

※² 福島県2050年カーボンニュートラルとは、県は、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロとする「脱炭素社会」を目指すことを（令和2）2021年2月に宣言しています。
国の宣言を踏まえ、再生可能エネルギーの先進地として、地域経済と環境の両立を図ることを目的としています。

2. 計画の位置づけ

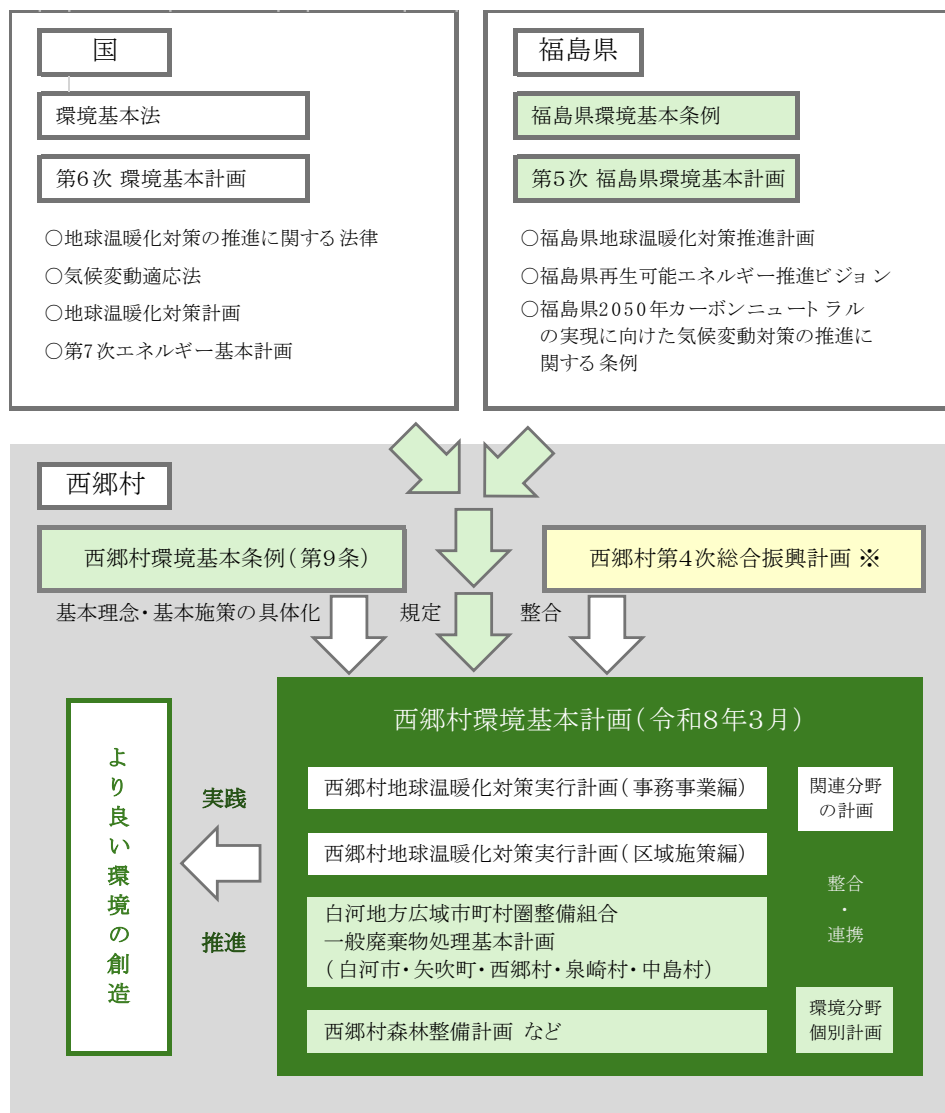
西郷村環境基本計画（令和8年3月）は、「西郷村第4次総合振興計画」に掲げられた環境分野の方向性を、より具体的な施策として体系化し、村の環境行政を総合的かつ計画的に推進するための基本指針となるものです。

また、本計画は、国の「第6次環境基本計画」および福島県の「第5次福島県環境基本計画」（令和4年度～令和12年度）との整合性を図りながら、西郷村の地域特性や課題に応じた環境施策を展開するものです。

なお、「西郷村第4次総合振興計画」は令和8年度までを計画期間としており、本計画とは期間が一部重複しない部分がありますが、上位計画の基本的方向性を踏まえつつ、次期総合振興計画（第5次）との連続性も確保しながら環境施策を位置づけています。

国・県の政策動向を踏まえつつ、村民・事業者・行政が協働して取り組むべき方向性を示し、持続可能な地域社会の実現に向けた共通の指針として位置づけられます。

【図1-2 本計画の位置づけ】



※西郷村第4次総合振興計画は令和8年度までを計画期間としており、令和9年度より、次期総合振興計画（第5次）となる。

3. 計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

年度	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)	令和12年 (2030)	令和13年 (2031)
計画期間	計画期間 5年間					次期 計画期間

ただし、社会情勢や環境課題の変化、施策の進捗状況に応じて、必要に応じて柔軟に見直しを図ります。

4. SDGs（持続可能な開発目標）による施策の推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指す国際目標であり、西郷村第4次総合振興計画においても、その理念を踏まえて施策を推進しています。SDGs の理念を取り入れて施策を推進しています。

持続可能な社会を構築していくためには、健全で恵み豊かな環境を基盤とし、その上に経済・社会活動が成り立つという視点が不可欠です。本計画においても、SDGs の理念を踏まえ、環境・経済・社会の調和を図りながら施策を推進していきます。

SWGs（持続可能なウェルビーイング目標）への関心の高まり

近年、SDGs の達成期限である 2030 年を見据え、次世代の国際目標として SWGs（持続可能なウェルビーイング目標）が注目されています。

SDGs が重視してきた「負の影響の低減」に加え、

SWGs は、「正の価値を次世代へ残す」という視点を取り入れ、

人々の幸福（ウェルビーイング）、地域社会のつながり、自然環境の再生などを重視する点に特徴があります。

SWGs は国際的な議論が進む一方で、日本では導入が始まった段階にあり、自治体での活用はこれから本格化していくと考えられています。こうした国内外の動向を踏まえ、西郷村においてもウェルビーイングの視点をどのように環境施策へ反映できるか、次期計画に向けて検討を進めていきます。

第 2 章

西郷村の環境・社会・経済の現状と課題

1. 村の概要
2. 本村の経済・社会の現状
3. 環境危機の構造と背景
4. 分野別の課題と対応

第2章 西郷村の環境・社会・経済の現状と課題

本章では、西郷村の環境・社会・経済の現状を多角的に整理し、今後の施策展開に向けた課題を明らかにします。

1. 村の概要

(1) 位置、面積、地形等

西郷村は福島県西白河郡に属し、栃木県境の那須連峰東麓に位置し、面積は約 192 km²、標高 400～600m の高原地帯を中心に、都市部・田園地帯・山間部の三地域から構成されています。

西側は、三本槍岳（標高 1,917m）や旭岳（標高 1,835m）を擁する那須山系に連なる山岳地帯となっており、村内を東西に流れる阿武隈川は滝や溪谷を形成し、豊かな自然景観を生み出しています。阿武隈川の源流域にあたり、水資源や森林に恵まれた環境が特徴です。

東北新幹線「新白河駅」や東北自動車道「白河インターチェンジ」を有し、首都圏や東北各地へのアクセスにも優れています。

村土の半分以上を占める林野面積は、約 130 km²（12,995ha）に及び耕地面積は、約 19.4 km²（1,940ha）と自然環境と農地が調和した地域となっています。

【面積】

西郷村	192.06 km ²
福島県	13,783.90 km ²



(2) 人口

西郷村の人口動態は「横ばいから微増傾向」であり、年齢構成では高齢化が進行しています。2025 年8月時点で総人口は約 21,200 人、高齢化率は 27.6%に達しています。

近年はおおむね安定傾向を示しているものの、少子高齢化の進行に伴い、長期的には減少局面へ移行することが見込まれています。このため、地域の活力維持や持続的なむらづくりに向けて、若年層の定住促進や高齢者支援の充実が重要な課題となっています。

(3) 気候

西郷村は標高 400～600m の高原地帯に位置しており、年間を通じて冷涼な気候が特徴となっています。平均気温は約 13℃、年間降水量は約 1,500mm で、夏季は比較的過ごしやすく、冬季には積雪も見られます。

このような気候条件は、農業や観光資源の形成に適しており、四季折々の自然景観を楽しむことができます。こうした気候の特徴は村の暮らしや産業を支えてきました。

一方で、近年の気象データを見ると、気温は上昇傾向にあります。年平均最高気温・最低気温はいずれも 2020 年以降高めに推移しており、特に 2023 年は年平均最高気温が 19.1℃と突出して高い値を示しています。また、2025 年は全国的な猛暑の影響を受け、平年より高温となりました。

降水量については、長期的にはほぼ横ばいで推移しているものの、年ごとの変動が大きい状況です。

年降水量についても約 1,100～1,500mm 台の範囲で増減を繰り返しており、豪雨が集中する年と少雨となる年が交互に現れるなど、変動幅の大きさが確認されています。

これらの気温上昇や降水量の変動は、地域における気候変動の影響が徐々に顕在化していることを示しており、今後の環境施策や地域づくりを検討するうえで重要な視点となります。

【図 2-1-(3) 白河観測所における気温および降水量の推移(2020～2025 年)】

年	平均最高気温 (℃)	平均最低気温 (℃)	年降水量 (mm)
2020	17.5	8.6	1,255.0
2021	17.7	8.0	1,504.5
2022	17.4	8.2	1,227.5
2023	19.1	8.8	1,149.0
2024	18.7	9.2	1,492.0
2025	18.5	8.9	1,150.0

(出典:気象庁アメダス「白河」観測所)

(4) 産業

西郷村の産業は、農林業・製造業・商工業・観光の四分野を中心に展開されており、冷涼な高原気候を活かした農産物や特産品の開発、交通利便性を背景とした企業立地、地域商工業の活性化、豊かな自然資源を活かした観光振興など、多様な産業活動が進められています。

これらの産業は地域の雇用と経済基盤を支える重要な柱となっており、持続的な地域づくりに欠かせない役割を果たしています。

一方で、産業活動の活性化は地域経済の維持に不可欠であるものの、SDGs の「つくる責任・つかう責任（目標 12）」や「気候変動対策（目標 13）」の観点から、環境負荷の低減と資源の持続的利用が求められています。

今後は、地域資源を活かした産業振興と環境への配慮を両立させることが重要であり、循環型社会の形成や脱炭素化の取り組みと連動した産業政策の推進が期待されます。

2. 本村の経済・社会の現状

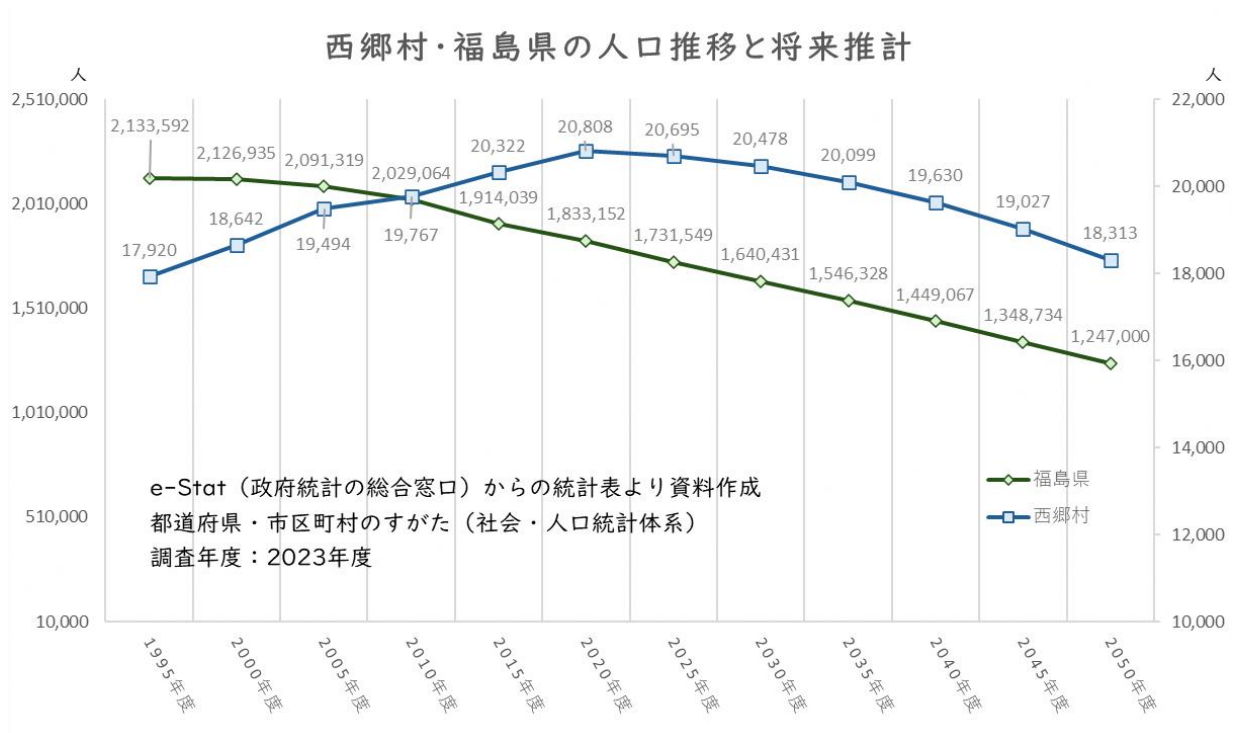
(1) 人口減少・少子高齢化と経済縮小の影響

日本の総人口は2008年の約1億2,808万人をピークに減少へと転じ、少子高齢化が急速に進行しています。本村においても、近年は総人口が横ばいから微増傾向を示しているものの、2025年時点で高齢化率は27.6%に達し、全国的な流れと同様に少子高齢化の影響を受けています。

この人口構造の変化は、地域経済の規模縮小や生産年齢人口の減少を通じて、地域の活力低下につながる事が懸念されます。農林業や商工業、観光業など村の主要産業においても担い手不足や需要構造の変化が課題となっており、持続的な発展のためには若年層の定住促進、子育て環境の充実、高齢者支援体制の強化が求められています。

あわせて、産業活動における環境負荷の低減や資源の持続的利用も重要な視点となっており、地域経済と環境の両立を図る取り組みが今後ますます必要となります。

【図2-2-(1) 西郷村・福島県の人口推移と将来推計(1995～2050年)】



(2) 生活環境と社会基盤・環境との関わり

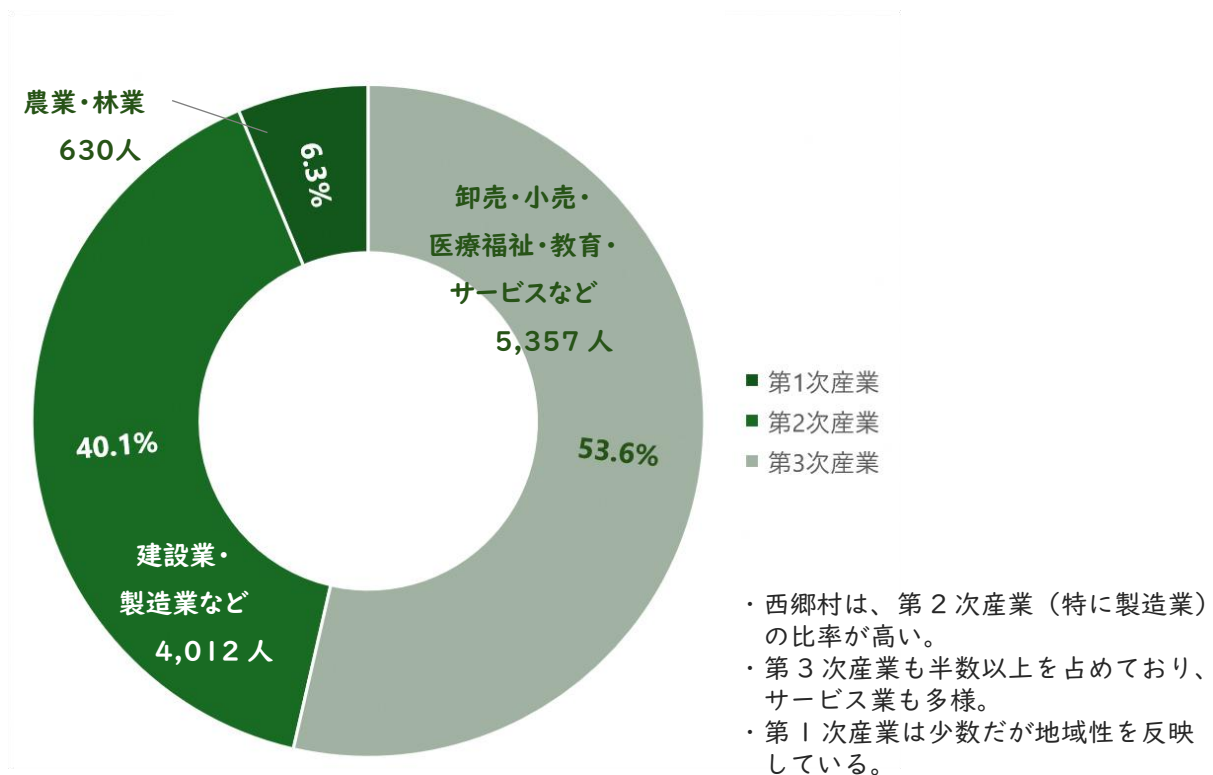
西郷村は、東北新幹線「新白河駅」や東北自動車道「白河インターチェンジ」を有しており、首都圏や東北各地との交通アクセスに優れています。この利便性は住宅開発や定住促進に寄与し、地域社会の基盤を支えています。

一方で、高齢化の進行に伴い介護需要が増加しており、医療・福祉体制の充実が求められています。また、教育や子育て環境の整備は、若年層の定住促進に直結する重要な課題となっています。

こうした生活環境や社会基盤は、村の豊かな自然環境と密接に関わっています。農業や観光は冷涼な気候や森林資源に支えられている一方、近年の平均気温上昇や降水量の変動など気候変動の影響を受けやすく、農業生産や住環境に影響を及ぼしています。

さらに、企業立地や交通量の増加は環境負荷の増大につながる可能性があり、森林や水資源の保全と持続的利用が今後の重要課題となります。加えて、高齢化に伴う農林業の担い手不足は、荒廃農地の増加や管理の行き届かない里山・森林の拡大につながり、森林が有する生物多様性や水源涵養、景観形成など多面的機能の損失を招く恐れがあります。

【図2-2-(2) 西郷村の産業別就業構成(2020年)】



資料：令和2年国勢調査（2020年）・西郷村の産業別就業者数（大分類）

3. 環境危機の構造と背景

(1) 地球温暖化・気候変動

これまで私たちは、化石燃料の大量消費や森林破壊、産業活動の拡大などにより、温室効果ガスの排出を増加させてきました。これに伴い、地球の平均気温は上昇し、異常気象や自然災害の頻発といった深刻な影響が現れています。

福島県においても、こうした気候変動の影響が顕著になりつつあり、地域の農業や生態系に大きな変化をもたらしています。例えば、農作物の生育時期の変化や害虫の増加、降雨パターンの変動などが報告されており、これらは地域の食料生産や生態系のバランスに影響を及ぼし、地域住民の生活にも直接的な影響を与えています。

国際的にはパリ協定^{*3}、国内では地球温暖化対策計画により、温室効果ガス削減が推進されています。福島県は2050年カーボンニュートラル宣言を掲げ、再生可能エネルギー導入を積極的に進めており、地域全体で脱炭素化に向けた取り組みが進展しています。

※³ パリ協定とは、

パリ協定は、2015年の第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択され、2016年に発効した気候変動対策の国際的枠組みのことです。

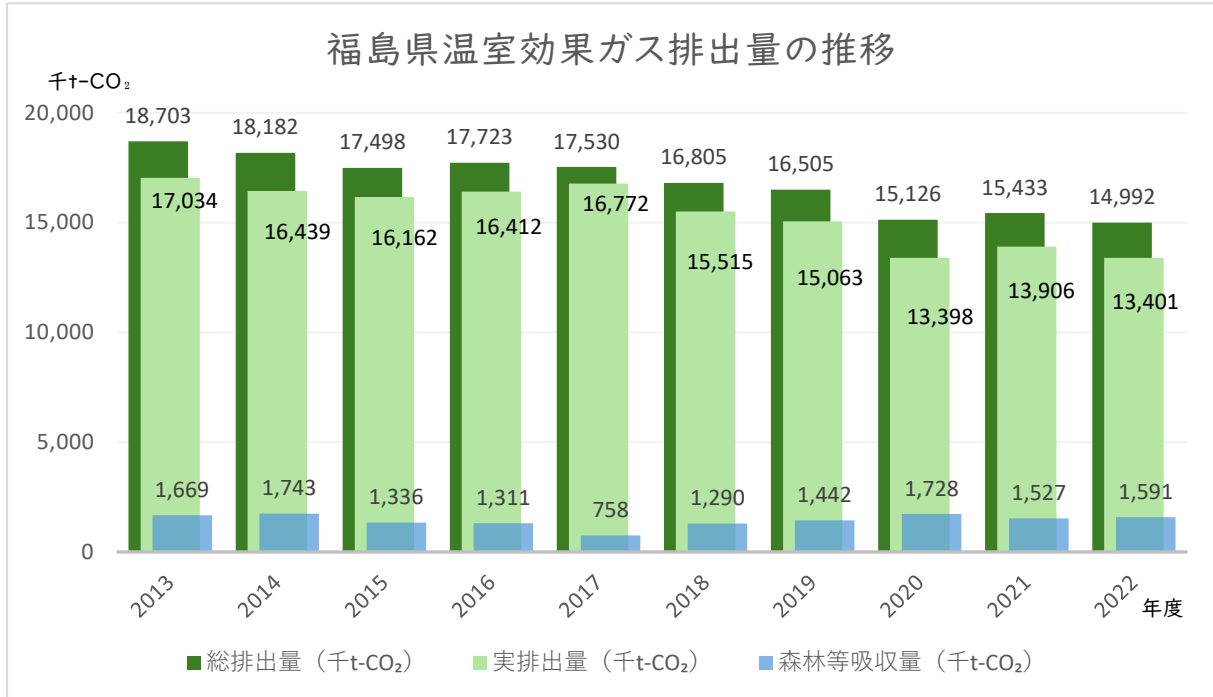
世界の平均気温上昇を産業改革前に比べて「2℃より十分低く抑え、1.5℃に抑える努力を追求する」ことを長期目標として掲げ、すべての参加国が5年ごとに温室効果ガス削減目標を提出・更新し、見直すことを求めている。

【図2-3-(1) ① 将来の主要なリスクとは？】



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

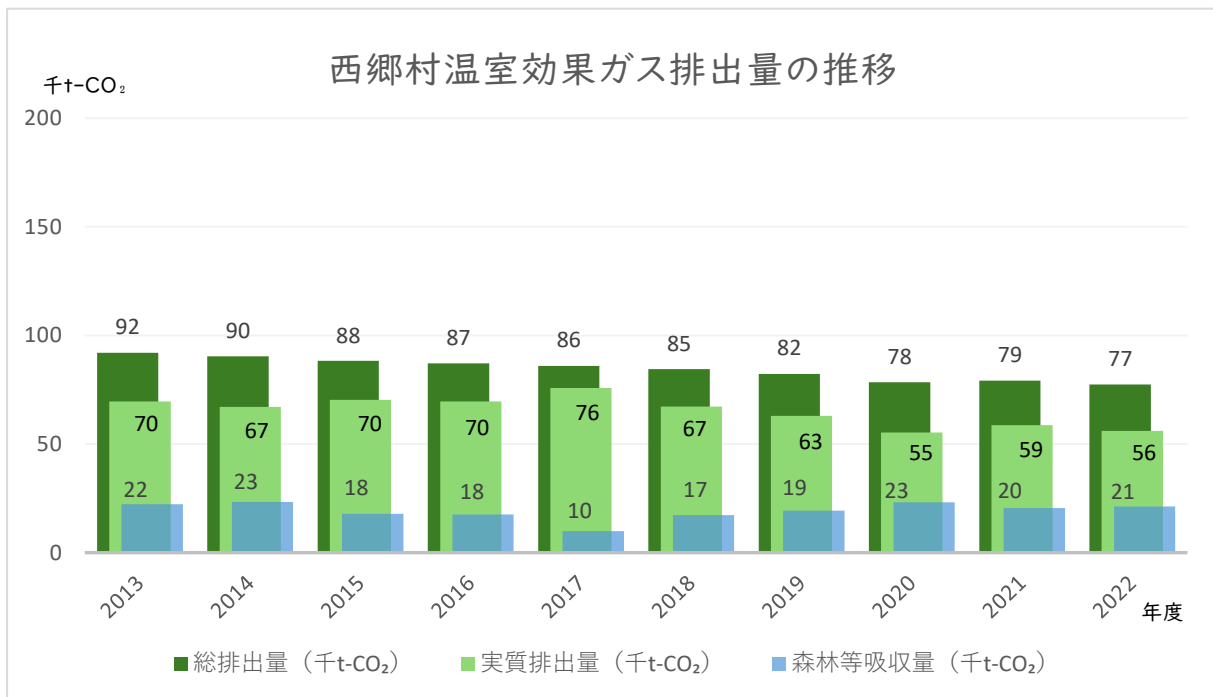
【図2-3-(1) ② 福島県温室効果ガス排出量の推移 2013(平成 25)～2022(令和 4) 年度】



資料：福島県地球温暖化対策推進計画（温室効果ガス排出量算定結果）

- ・総排出量は 約 18,700 千 t-CO₂ ⇒ 約 15,000 千 t-CO₂ に減少。
- ・実排出量は 約 17,000 千 t-CO₂ ⇒ 約 13,400 千 t-CO₂ に減少。
- ・森林吸収量は年度によって変動あり。

【図2-3-(1) ③ 西郷村温室効果ガス排出量の推移 2013(平成 25)～2022(令和 4) 年度】



※本グラフの算定条件（単位は千 t-CO₂。）

- ・総排出量は環境省「自治体排出量カルテ（市町村別排出量）」を使用。
- ・森林等吸収量は、福島県「令和 4 年度 温室効果ガス排出状況」に基づく県値を、西郷村の森林面積（12,995ha／2020 年農林業センサス）と福島県森林面積（970,000ha／農林業センサス県集計）の比率により按分して推計。
- ・実質排出量は「総排出量 - 森林等吸収量」で算定。

(2) 生物多様性・自然共生

これまでの開発や土地利用の変化により、多くの生態系が破壊され、生物多様性の減少が進んできました。特に、里山や森林の管理不足、外来種の侵入、農地の荒廃などが自然環境に大きな影響を与えています。これにより、地域固有の動植物の生息環境が失われるだけでなく、水源涵養機能や土壌保全機能の低下も懸念されています。

こうした状況を踏まえ、国連の「30by30(サーティ・バイ・サーティ)」目標^{*4}や日本の「生物多様性国家戦略 2023-2030」^{*5}により、自然環境の保全と持続的利用が推進されています。福島県も森林資源や水源涵養機能の保全を重点課題とし、地域の里山保全活動や外来種対策を強化しています。

西郷村においても、森林や農地の管理不足、外来生物の増加、野生動物による農作物被害など、生物多様性に関わる課題が顕在化しています。これらの課題に対応するためには、森林保全活動の強化、外来種対策の推進、環境教育の充実、観光開発の適正化などを通じて、自然と生活基盤を将来世代へ継承していくことが重要です。

※⁴ 「30 by 30(サーティ・バイ・サーティ)」とは、
「30 by 30」は、2030 年までに、陸域と海域の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全することを目指す国際目標です。
2022 年の「昆明・モントリオール生物多様性枠組」で採択され、日本でも 2023 年 3 月に策定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」において、ネイチャーポジティブ(自然の回復軌道への転換)を実現するための主要目標の一つとして位置づけられています。

※⁵ 「生物多様性国家戦略 2023-2030」とは、
「生物多様性国家戦略 2023-2030」は日本政府が、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた国の基本方針を示した戦略で、2030 年までの行動計画を定めたものです。
30by30 の推進、外来種対策、里山・森林の保全、自然資源の持続的利用などを総合的に進め、「自然共生社会」の実現を目指しています。

(3) 資源循環と廃棄物問題

私たちはこれまで、使い捨て文化や大量消費を背景に、多くの廃棄物を生み出してきました。これにより資源の浪費や環境汚染が深刻化しており、プラスチックごみの増加や不法投棄の問題も顕在化しています。

これらは地域の景観や生態系に悪影響を及ぼしており、持続可能な地域づくりに向けた大きな課題となっています。

SDGs 目標 12(つくる責任・つかう責任)や国内の循環型社会形成推進基本法、プラスチック資源循環促進法などにより、資源の効率的利用と廃棄物削減が求められています。福島県ではごみ減量化や地域循環型経済の構築が進められており、住民参加型の啓発活動も活発に行われています。

西郷村においても、家庭系ごみ・事業系ごみの増加、プラスチックごみの排出、不法投棄など、資源循環に関わる課題が顕在化しています。これらに対応するため、分別収集の徹底、監視体制の強化、農林業資源のリサイクル活用、住民参加型の啓発活動などを推進し、循環型社会の形成を目指しています。

(4) 環境保全と持続可能な社会形成

これまでの経済成長優先の社会構造は、環境への負荷を増大させてきました。しかし、東日本大震災の復興を契機に、環境と経済・社会の調和を図る持続可能な社会形成の必要性が強く認識されるようになっていきます。

国際的には SDGs をはじめとする持続可能性に関する政策が推進され、国内においても環境と経済・社会の調和を重視した取り組みが進められています。

福島県では、震災復興と持続可能性の両立を目指し、地域資源の活用や社会基盤整備を進めており、再生可能エネルギーの導入や環境配慮型のまちづくりが推進されています。

西郷村においても、自然環境の保全と地域経済の活性化を両立させることが重要であり、地域資源を活かした持続可能な社会づくりに向けた取り組みを進めていくことが求められています。

4. 分野別の課題と対応

(1) 気候変動の影響と適応策

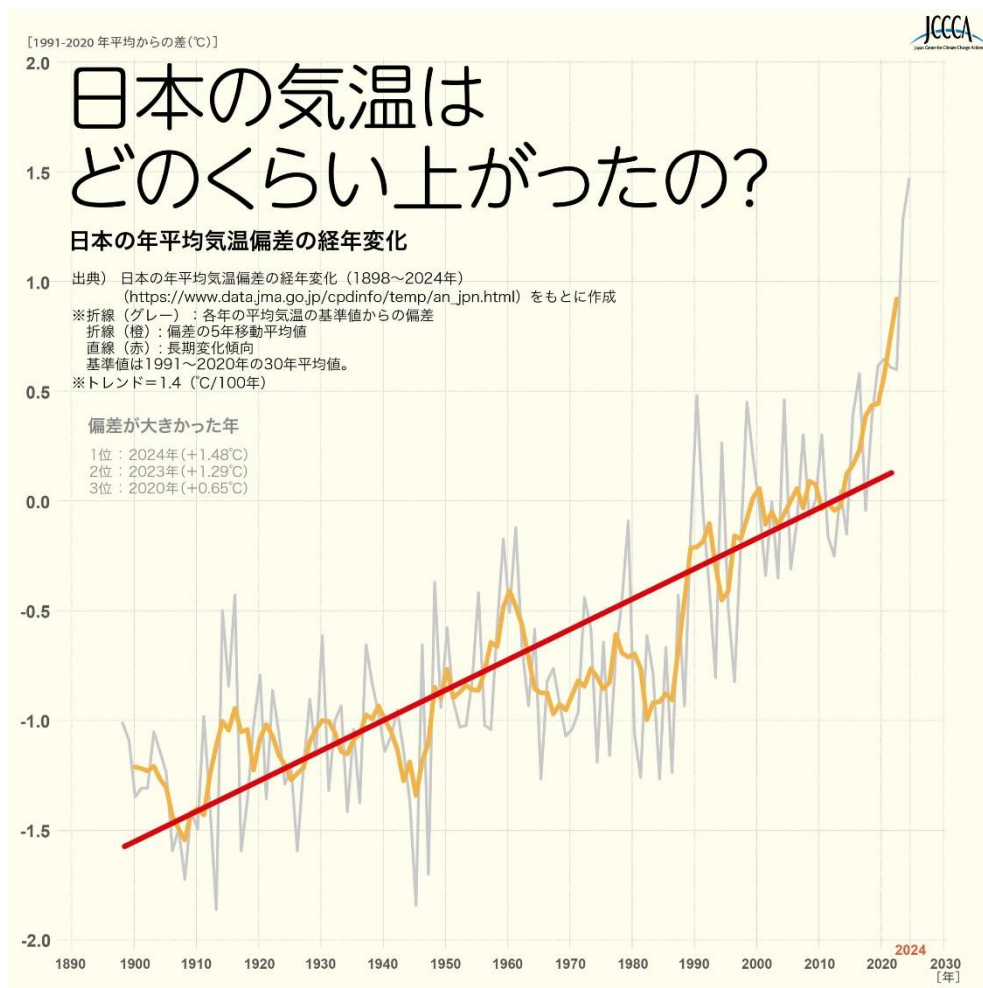
西郷村では、近年の平均気温上昇や異常気象の増加により、農業生産や住環境、防災体制に具体的な影響が現れています。例えば、夏季の猛暑により作物の生育が遅れたり、害虫の発生が増加するなど、農業分野では気候変動の影響が顕在化しています。

また、豪雨や台風の頻度が増し、土砂災害や河川の氾濫リスクが高まっています。これらに対応するため、防災マップの整備や避難訓練の強化、排水施設の点検・改修など、防災体制の強化が進められています。

さらに、気温上昇に伴う熱中症リスクの増大や、住宅の断熱性能の重要性の高まりなど、住環境への影響も無視できません。

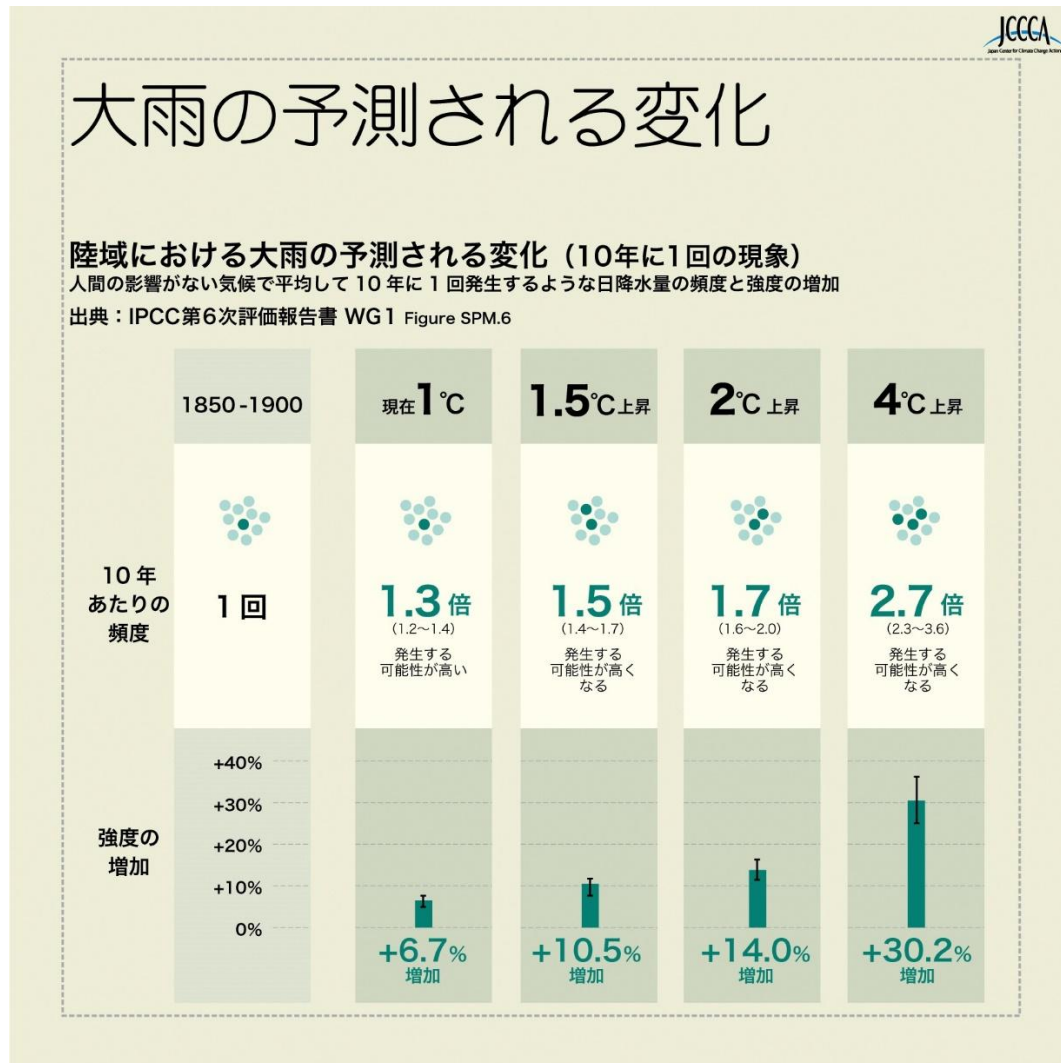
これらに対応するため、耐暑性品種の導入、再生可能エネルギーの普及促進、省エネルギー住宅の推進など、多角的な適応策を進めていくことが求められています。

【図：2-4-(1) ① 日本の気温はどのくらい上がったの?】



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

【図：2-4-(1) ② 大雨の予想される変化】



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

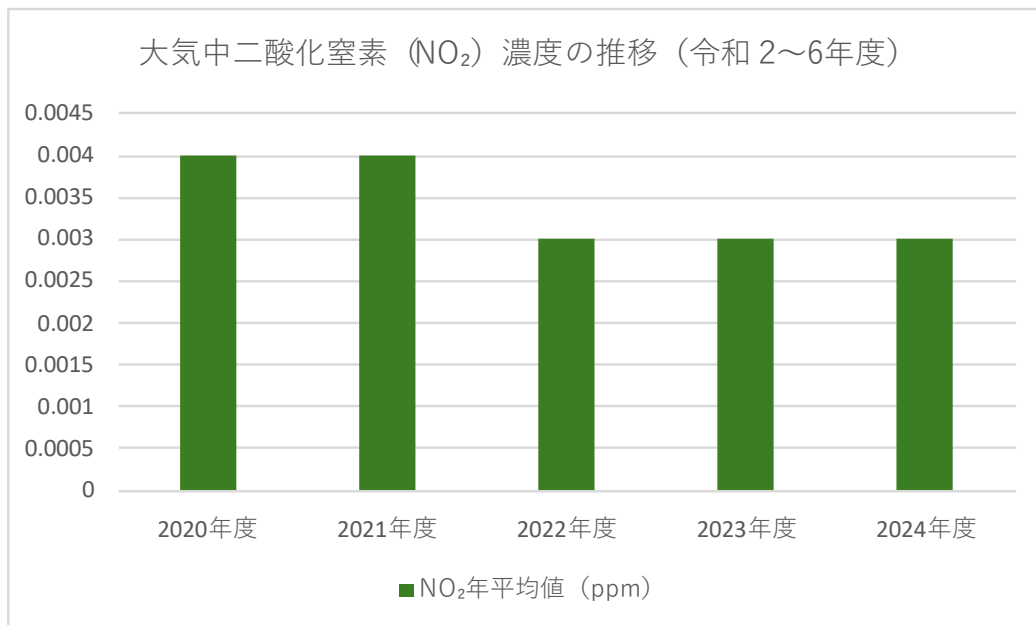
(2) 水・土・大気環境の保全

生活排水や農業排水による水質汚染、土壌の流出や劣化、大気汚染が西郷村の環境課題となっています。例えば、農地からの肥料流出は河川の水質悪化を引き起こし、水生生物の生息環境を脅かす要因となっています。

また、土壌の流出は農地の生産力低下や洪水リスクの増加につながるなど、地域の生活環境にも影響を及ぼしています。これらに対し、下水道の整備や森林の保全、農業における環境負荷低減技術の導入、公共交通の利用促進など、さまざまな対策が実施されています。これらの取り組みにより、水質の改善、土壌の保全、大気環境の維持が図られています。

今後も、水・土・大気の各分野において、環境負荷の低減と健全な環境の維持を図るための取り組みを継続していくことが求められています。

【図2-4-(2) ① 大気中二酸化窒素(NO₂)濃度の推移(2020~2024年度)】



注：西郷村内には大気測定局がないため、最寄りの一般環境大気測定局（白河局）の測定値を使用。

出典：福島県 一般環境大気測定局データ大気環境については、最寄りの一般環境大気測定局（白河局）の二酸化窒素(NO₂)年平均値を用いて、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間の推移を確認した。
この期間のNO₂濃度は概ね0.003~0.004ppmで推移しており、いずれの年度においても環境基準(年平均0.04ppm以下)を大きく下回っている。これらの結果から、村内の大気環境は中長期的に見ても安定して良好な状態にある。

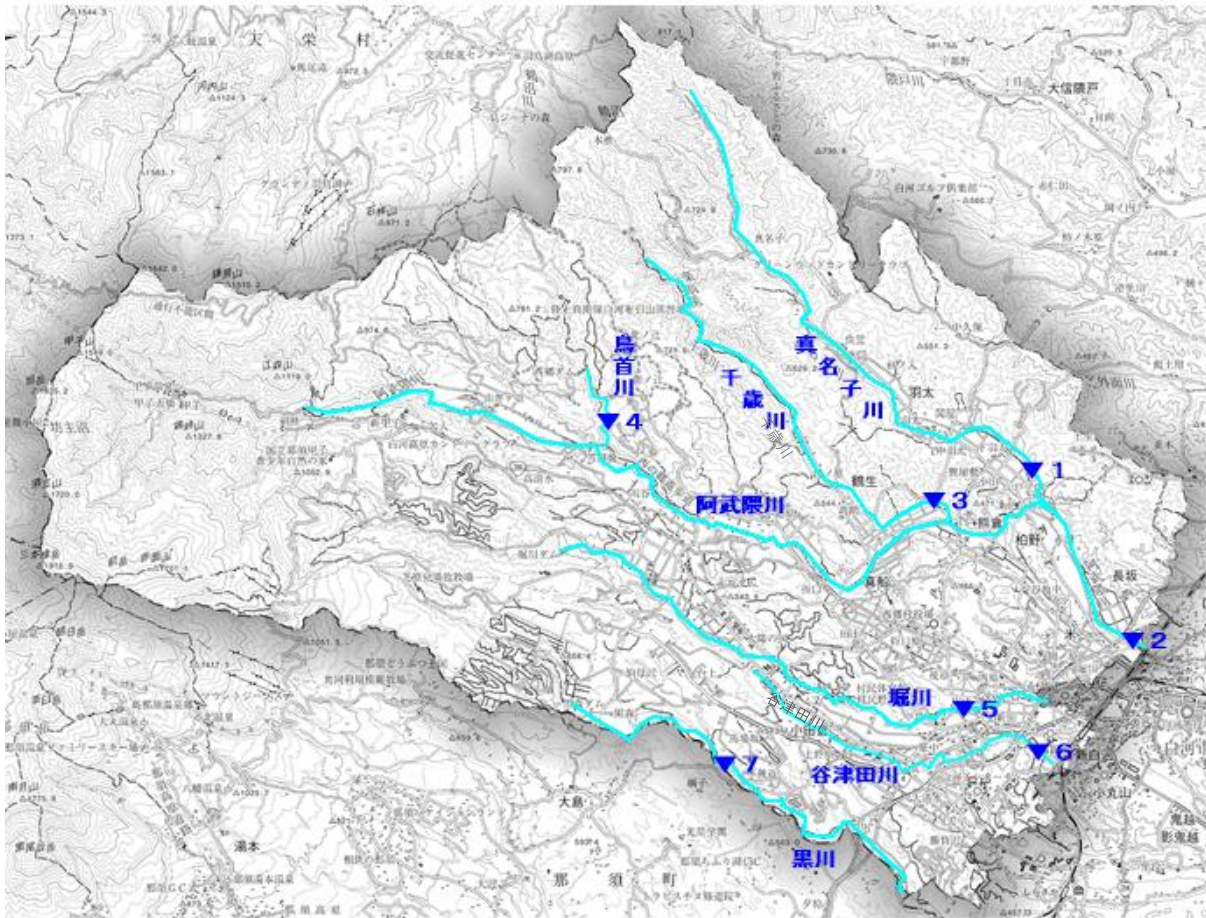
【図 2-4(2) ② 生活排水対策の重要性】



【出典】環境省「生活排水読本」

【図2-4-(2) ③ 西郷村の河川における BOD 値の推移(2022~2024年度)】

村内の調査地点(地図)



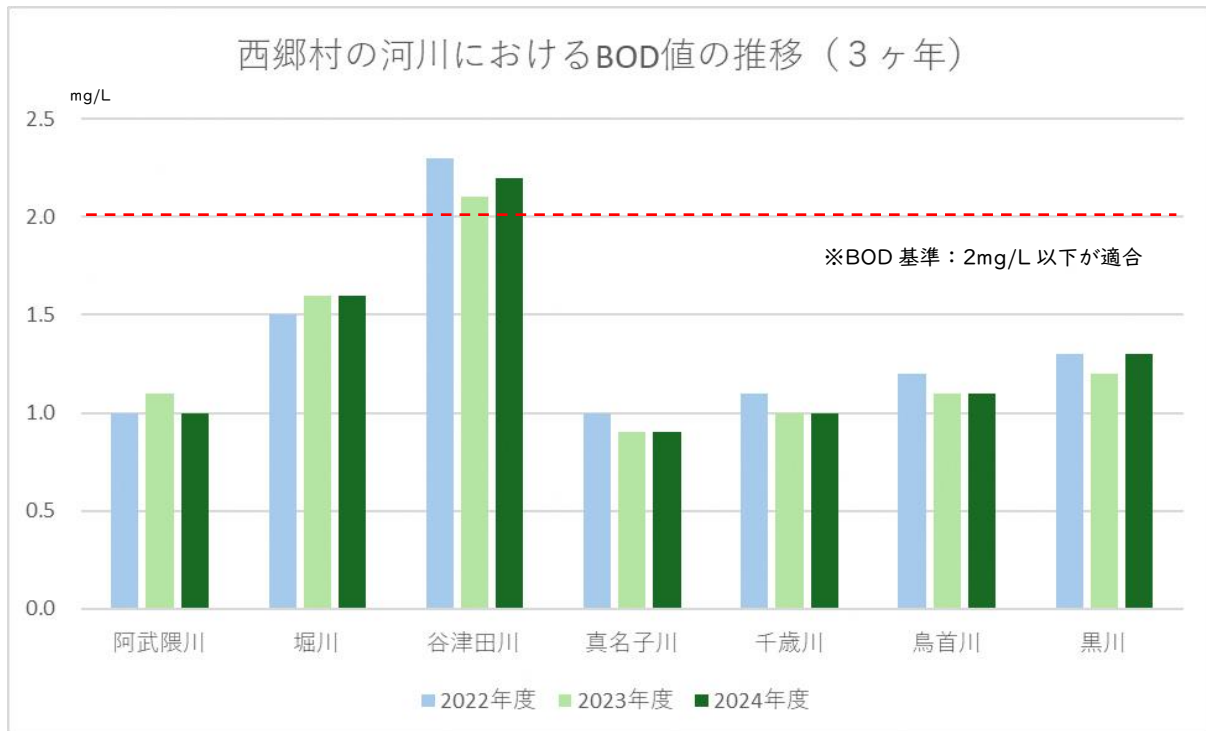
【出典：国土地理院地図】

村内の調査地点(7河川名及び調査場所)

河川及び調査地点一覧(地図▼印：調査ポイント)

河川名	調査地点名
1 真名子川	処理場下流
2 阿武隈川	高速道路下長坂
3 千歳川	森ノ越橋下
4 鳥首川	鳥首橋下
5 堀川	鈴関橋下
6 谷津田川	下新田墓地前
7 黒川	境橋下

村内の調査地点（BOD 値の変化）



資料：西郷村環境保全課 河川水質調査結果

村内 7 河川の BOD 値について、令和 4～6 年度の 3 年間で比較したところ、阿武隈川、堀川、真名子川、千歳川、鳥首川、黒川の 6 河川はすべて環境基準（2mg/L 以下）を満たしていた。一方、谷津田川では 3 年間連続して基準値を超過しており、引き続き水質改善に向けた取り組みが必要である。

（3）今後のフッ素化合物（PFOA・PFOS）への対応

近年、全国的にフッ素化合物（PFOA・PFOS）による水環境への影響が注目されています。西郷村においても、令和 6 年度 3 河川、令和 7 年度は、7 河川すべてで検査を実施し、指針値（0.00005mg/L）未満となりました。

しかし、地下水や河川水の安全性を確保する観点から、継続的な監視と情報収集が必要となります。これらの物質は自然分解されにくく、環境中に残留しやすいことから、長期的な健康影響への懸念が指摘されています。

このため、国や県の動向を踏まえつつ、村としても最新の知見を収集し、必要に応じて調査や対策を検討していくことが重要であり、住民の安心・安全を確保するため、引き続き適切な情報提供と監視体制の維持に努めていくことが求められています。

(4) 資源循環と不法投棄対策

西郷村では、使い捨て文化や大量消費に伴う廃棄物の増加が問題となっています。特にプラスチックごみの増加や不法投棄は、地域の景観悪化や生態系への悪影響をもたらしており、地域環境の保全に向けた重要な課題となっています。

具体的には、河川や山林へのごみ投棄が確認され、これが水質汚染や野生動物の被害につながる恐れがあります。これらの課題に対応するため、村では分別収集の徹底、監視体制の強化、農林業資源のリサイクル活用、住民参加型の啓発活動などを推進しています。これらの取り組みを通じて、循環型社会の形成と不法投棄の防止を図っています。

今後も、地域の環境を守るためには、一人ひとりが適正な分別と排出を行うことが重要であり、行政と住民が協力して資源循環の推進と不法投棄の未然防止に取り組んでいくことが求められています。

広がるプラスチック汚染の現状

経済協力開発機構(OECD)が令和4年(2022年)に報告した「Global Plastics Outlook」によると、令和元年(2019年)の世界のプラスチックごみの発生量は3億5,300万トン、うち2,200万トンが適切な処理をされずに環境中に流出したと推計されています。このまま抜本的な対策を行わなければ、令和42年(2060年)には約3倍となる10億1,400万トンにまで膨らむとも推計されています。

また、1950年代以降に海に流出したプラスチックごみの総量は、1億3,900万トンと推計され、これは東京ドーム112杯分に相当します。



出典：政府広報オンライン「海洋プラスチック問題の解決策。マイボトルやマイバッグから始めるプラスチックとの賢い付き合い方!」『広がるプラスチック汚染の現状』より

コラム①：生ごみ減量で暮らしが変わる！

西郷村では、家庭から出る可燃ごみの約3～4割が「生ごみ」と言われています。生ごみは水分量が約80%と非常に多く、年間を通して大量の“水”を燃やしていることになります。

水分を多く含む生ごみは重くかさばるだけでなく、焼却時に多くのエネルギーを必要とするため、ごみ処理における環境負荷の大きな要因となっています。生ごみの水分を減らすことは、ごみの減量化に直結し、燃やせるごみの削減につながります。

その中でも注目されているのが、家庭用生ごみ処理機の活用です。生ごみ処理機は、生ごみを乾燥させたり微生物の力で分解したりすることで、体積を大幅に減らすことができます。処理後の残さは家庭菜園や花壇の土づくりに活用でき、資源循環の第一歩にもなります。

【住民利用者アンケートの声】

- ✓「においが気にならなくなった」
- ✓「ごみ出しの回数が減って助かる」
- ✓「家庭菜園の土づくりに役立つ」
- ✓「キッチンが清潔に保てる」 など



西郷村では、**生ごみ処理機等の普及を進めるため補助制度**を設けています。家庭でできる小さな取り組みが、村全体のごみ減量化と環境負荷の低減につながります。ごみ処理機等の利用を、暮らしの中に取り入れてみませんか。

電動生ごみ処理機を使用すると、生ごみの重量はおおむね70～80%程度、体積は60～70%程度削減できるとされています。**水分**を飛ばすことで大幅に軽量化されるため、ごみ出しの負担軽減だけでなく、村全体のごみ処理量の削減にもつながります。

トピックス①：“ごみ退治大作戦 in にしごう”を紹介します！

「ごみ退治大作戦 in にしごう」は、西郷村の地域活性のために活動する「にしごう地域活性盛り上げ隊」が主催するイベントです。

にしごう地域活性盛り上げ隊は、西郷村に在住する中高生で組織された団体で、中高生ならではの感性や発想力と、西郷村の多彩な地域資源を生かしながら、地域の様々な課題を検討し、地域に貢献できるよう活動しています。

イベントでは、ごみの種類ごとにポイントを設定し、ゲーム感覚でごみを拾い集めることで、環境美化意識を高めることをねらいとしています。

また、子どもから大人まで一緒に参加できる内容とすることで、世代間の交流の場ともなるよう工夫されています。

大人から子どもまで楽しく参加できるイベントとして、多くの皆さんの参加が期待されています。

【図2-4-(4) 全国・福島県・西郷村の1人1日あたりごみ排出量の推移】

1人1日あたりのごみ排出量の推移（2019～2023年度）



資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査」、福島県一般廃棄物処理状況調査より

全国・福島県・西郷村の1人1日あたりごみ排出量を比較すると、全国平均は、令和元（2019）年度の901gから令和5（2023）年度には851gへと減少傾向を示している。

一方、福島県は1,035gから968gへと減少しているものの、依然として全国平均を大きく上回る水準にある。西郷村は県平均より低い値で推移しているが、全国平均よりは高く、令和4年度には、987gと過去5年間で最も高い値を示した。

福島県の1人1日あたりのごみ排出量は、令和4年度に1,021gとなり、全国ワースト1位であった。また、リサイクル率は12.8%と全国ワースト2位であり、県全体としてごみ減量化と資源化の取り組みが大きな課題となっている。

コラム②：不法投棄とは？なぜ問題なのか

不法投棄とは、廃棄物（ごみ）を適正な処理をせずに、道路や空き地、山林、自分の土地を含む場所へみだりに捨てる行為をいいます。廃棄物の不法投棄には重い罰則が設けられており、法律でも厳しく禁止されています。

「山や林の中に大量のごみを捨てる」「他人の敷地に粗大ごみを投げ入れる」といった行為が典型的ですが、行政区（班）などが設置した集積所に、利用者以外の人が勝手にごみを捨てることも不法投棄に該当します。

不法投棄は単なる迷惑行為ではなく、地域の安全・景観・衛生環境を脅かす重大な社会問題です。集積所は、その行政区の世帯数や規模に合わせて設置され、維持管理費用も住民が協力して負担しています。そのため、想定外の利用は地域の負担増や環境悪化につながります。

地域の環境を守るためには、一人ひとりがルールを守り、適正な分別と排出を行うことが大切です。

(5) 生活環境と社会基盤の持続可能化

西郷村では、人口構造の変化や生活様式の多様化に伴い、生活環境や社会基盤の維持・更新が重要な課題となっています。特に、高齢化の進行により、医療・福祉サービスの需要が増加しており、地域全体で支え合う体制づくりが求められています。また、子育て世帯の定住促進に向けた教育・保育環境の充実も重要な視点となっています。

社会基盤については、道路や上下水道、公共施設などの老朽化が進んでおり、計画的な維持管理と更新が必要です。これらの社会基盤は、地域の安全・安心を支えるだけでなく、災害時の避難や復旧活動にも直結する重要な役割を担っています。

交通利便性の向上や宅地開発は、地域の生活を便利にする一方で、環境負荷の増大も懸念されています。例えば、新たな道路建設や住宅開発により、森林の減少や景観の変化が生じています。これらの課題に対応するため、公共施設の環境配慮型改修や交通手段の見直し、景観保全活動の推進などを通じて、快適な生活環境と環境保全の両立を図っています。

さらに、気候変動の影響により、豪雨や猛暑などの極端現象が増加しており、住環境の安全性や快適性を確保するための対策が求められています。断熱性能の高い住宅の普及、再生可能エネルギーの導入促進、公共交通の利用促進など、環境負荷を抑えながら暮らしやすい地域づくりを進めていくことが重要です。

今後は、生活環境の質を高める取り組みと社会基盤の持続可能な維持管理を両立させ、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現していくことが求められています。

コラム③： 便利さの影に潜むスプロール現象 — 社会と環境への静かな代償

スプロール現象とは、都市や住宅地が計画性を欠いたまま郊外へと無秩序に広がっていく現象のことをいいます。低密度で点在する宅地開発や商業施設の拡大、自動車依存の進行などが特徴で、全国の地方都市でも課題として指摘されています。

この現象は、環境だけでなく社会にも大きな影響をもたらします。農地や森林が宅地へ転用されることで自然環境が失われ、生態系の分断が進む一方、地域の景観や文化的なまとまりも損なわれます。

また、生活圏が広がることで移動距離が増え、自家用車への依存が高まり、交通渋滞や騒音の増加、温室効果ガスの排出増加につながります。

さらに、低密度な開発が広がると、道路や上下水道、公共交通のインフラを広範囲に整備する必要が生じ、行政コストが増大します。人口が分散することで地域コミュニティが弱まり、買い物や医療などの生活サービスが受けにくくなるなど、長期的には「不便さ」が増すという矛盾を抱えています。

スプロール現象は、一見すると「便利さ」を求めた結果のように見えますが、長い目で見ると「不便さ」と「環境負荷」を増やしてしまう現象でもあります。無秩序な開発は、いずれ自分たちの暮らしに跳ね返ってくることを忘れてはなりません。

持続可能な地域づくりのためには、計画的な土地利用を進め、自然環境の保全と生活基盤の整備を両立させることが重要です。私たち一人ひとりの選択や行動には責任が伴い、その積み重ねが未来の西郷村の姿を形づくっていきます。

たとえば岡山市では、スプロール現象への対応として、市街化調整区域の開発許可制度を見直し、地域の実情に応じた土地利用と都市機能の集約による持続可能なまちづくりを進めています。

※西郷村は現在、都市計画区域の中でも市街化区域と市街化調整区域に分けない「非線引き区域」に位置づけられており、線引きによる開発抑制の仕組みは導入されていません。

【参考例：岡山市】



- 低密度な市街地の拡大により、市街化区域内の**生活サービス施設等の維持が困難**になる恐れがある
- 中山間地域等の周辺地域で人口減少が続き、**空き家が増加し、地域コミュニティの維持が困難**になる恐れがある



- 低密度な市街地の拡大を抑制し、市街地の人口密度を保つことで、**生活サービス施設を維持**する
- 人口減少地域において、小さな集落でも住宅を建築可能にするとともに、空き家の利活用を促進することにより、**地域コミュニティを維持・活性化**する

出典：岡山市「都市計画マスタープラン」（2023年3月改定）

(6) 自然環境・生物多様性の保全

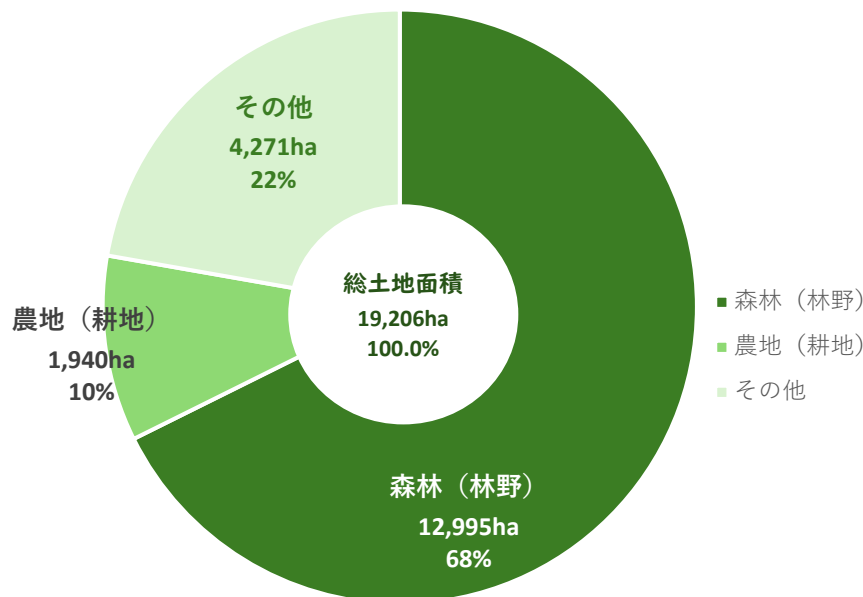
西郷村は、森林や河川、里山など多様な自然環境に恵まれており、これらは地域の生態系を支える重要な基盤となっています。しかし、森林管理の担い手不足や農地の荒廃、外来生物の侵入などにより、生物多様性の低下が懸念されています。これらの変化は、野生動植物の生息環境の縮小や生態系バランスの乱れにつながる恐れがあります。

また、気候変動の影響により、動植物の分布域の変化や季節変動のずれが生じており、地域固有の生態系に影響を及ぼす可能性があります。特に、里山環境の変化は、地域文化や景観にも影響を与えるため、適切な管理と保全が求められています。

これらの課題に対応するため、村では森林保全活動の推進、外来生物対策の強化、農地や里山の適正管理、環境教育の充実などに取り組んでいます。地域住民や関係団体と連携しながら、自然環境の保全と生物多様性の維持を図ることが重要です。

今後も、自然環境の価値を次世代へ継承するため、地域全体で保全活動を継続し、生態系の健全性を守る取り組みを進めていくことが求められています。

【図2-4-(6) ① 西郷村の土地利用構成(2020年)



資料：2020年農林業センサス

※構成比は総土地面積19,206ha(192.06km²)を基準に算出

西郷村の土地利用構成を見ると、総土地面積の約68%を森林が占めており、豊かな森林資源に支えられた自然環境が特徴となっている。農地は約10%で、その内訳は田が6%、畑が4%となっている。残りの約22%は宅地、道路、水面などのその他の土地利用であり、自然環境と生活基盤が調和した地域構造を形成している。

【図2-4-(6) ② 西郷村の耕作放棄地の推移 2010(平成 22)～2020(令和 2)年】

※ 農地の利用状況の変化を示す基礎データとして整理

年度	耕作 放棄地面積 (ha)	農地 総面積 (ha)	割合 (%)
2010	87	1,354	6.4
2015	108	1,330	8.1
2020	129	1,309	9.9

出典：農林業センサス（2010・2015・2020）市町村別統計表（総務省統計局 e-Stat）
「耕地及び作付面積」「耕作放棄地」

西郷村の耕作放棄地面積は、2010年から2020年にかけて増加傾向にある。

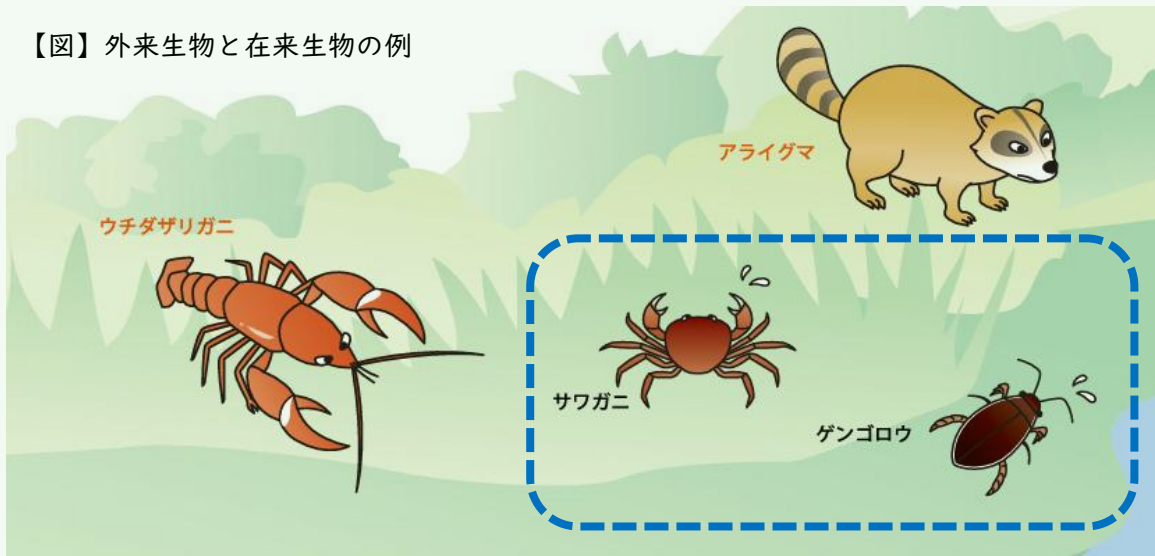
2010年には87haであったが、2015年には108ha、2020年には129haとなり、10年間で約1.5倍に増加している。

農地総面積に占める割合も、2010年の6.4%から2020年には9.9%へと上昇しており、農業従事者の減少や高齢化、担い手不足などが背景にあると考えられる。

耕作放棄地の増加は、景観の悪化、獣害リスクの増大、生態系の変化など、環境面への影響が懸念されることから、今後の農地保全や利活用の推進が重要となる。

コラム④：ウチダザリガニ — 西郷村の自然を守るために

【図】 外来生物と在来生物の例



※わかりやすく在来生物を点線で囲んでいます

【出典】 環境省 「外国からやってきたものたち」（日本の自然環境が危ない！）

ウチダザリガニは、近年西郷村でも確認されるようになった外来生物です。見た目は身近なザリガニに似ていますが、在来のサワガニやゲンゴロウ類に影響を与えることが知られており、村でも注意が必要な生きものの一つです。このコラムでは、ウチダザリガニがどのような問題を引き起こすのか、そして村で進めている対策について紹介します。

● ウチダザリガニが引き起こす問題

ウチダザリガニは北米原産の特定外来生物で、日本の河川や湖沼に定着し、生態系へ深刻な影響を与えることが問題となっています。在来の水生昆虫や小魚、貝類などを捕食するなど、環境への影響が大きい生物です。

ウチダザリガニが増えすぎると、在来生物が急激に減少し、生態系のバランスが崩れてしまいます。また、巣穴による底質の攪乱や、水草の食害、排泄物の増加などによって、水質の悪化を招くことも指摘されています。これらは河川やため池の環境を不安定にし、農業用水や生きものの生息環境にも影響を及ぼします。

● 西郷村での状況と取り組み

西郷村でもウチダザリガニの生息が確認されており、在来の生きものへの影響が懸念されています。このため村では、防除事業を実施し、捕獲や生息状況の調査を継続して行っています。

ウチダザリガニは「特定外来生物」に指定されており、飼育・運搬・野外への放流などが法律で禁止されています。知らずに持ち込んだり、飼いきれなくなって放流することは、重大な環境問題につながります。

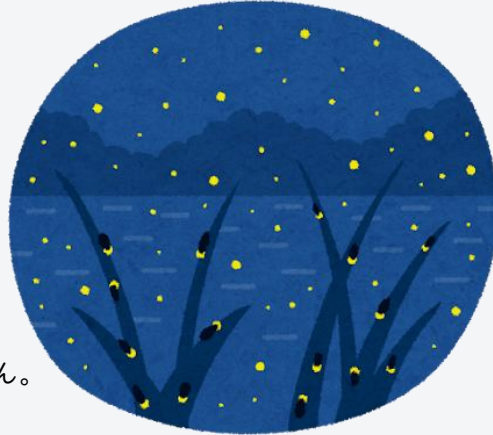
● 自然を守るためにできること

地域の自然を守るためには、外来生物を「持ち込まない・広げない・捨てない」という基本的なルールを守ることが大切です。西郷村の豊かな自然環境を未来に引き継ぐために、一人ひとりの理解と協力が求められています。

コラム⑤：西郷村のホタルを守る取り組み — 未来に残したい、初夏の光景

西郷村では、初夏になると村内の水辺にホタルが舞い、地域の季節の風物詩として親しまれています。

この美しい光景を未来に引き継ぐため、地域住民や学校、団体が協力しながら、ホタルの生息環境を守る取り組みが続けられています。



●ホタルが暮らすためには、

- ・ きれいな水
- ・ 適度な流れ
- ・ 周囲の草地や湿地の保全が欠かせません。

村内では、

- ・ 水路や小川の清掃活動
 - ・ 外来植物の除去
 - ・ 子どもたちによる観察学習
 - ・ 地域ぐるみの環境美化活動
- などが行われ、ホタルの生息環境を守る輪が広がっています。

こうした取り組みは、「自然共生社会」の実現に向けた地域の実践例であり、村民が主体となって自然環境を守る姿勢を象徴するものです。

コラム⑥：食品の放射能検査 — 安心して暮らせる村をめざして

西郷村では、村民の皆さんが安心して自家消費用の野菜などを利用できるよう、放射性物質の検査を継続して実施しています。

村が導入している検査方法は「非破壊式」で、食品を切ったり加工したりすることなく、そのままの状態での放射性セシウムの濃度を測定できるのが特徴です。これにより、より手軽に、より多くの食品を検査することが可能になっています。

検査の結果、放射性セシウムが基準値を超えた場合には、村ホームページ、広報にしよう、防災行政無線を通じて、速やかに村民の皆さまへ情報提供を行います。

村では、こうした検査体制を維持することで、日々の食卓の安全を守り、安心して暮らせる環境づくりを進めています。

以上のように、西郷村は豊かな自然環境と社会基盤を有する一方で、少子高齢化の進行、産業構造の変化、気候変動の影響、森林・農地の管理不足など、多様な課題に直面しています。これらの課題は、地域の生活環境や経済活動、自然環境の保全に密接に関わっており、持続可能な地域社会の実現に向けて総合的な対応が求められます。

これらの現状と課題を踏まえ、次章では、西郷村が目指すべき環境の将来像と、それを実現するための基本目標および施策の方向性を整理します。

第 3 章

目指すべき将来像

1. 目指すべき環境像
2. 各主体の役割
3. 本計画と SDGs の関係

第3章 目指すべき将来像

1. 目指すべき環境像

西郷村は、豊かな自然環境に恵まれ、その恵みを受けながら暮らしを営んできました。

本計画では、地域特性を生かしつつ、健全で恵み豊かな自然環境の中で文化的な生活を営み、その良好な環境を将来世代へ継承することを目指します。

【目指す環境像】

「自然と共生し 次の世代へ つなぐむら にしごう」

近年、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会経済システムは、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題を深刻化させてきました。こうした状況を踏まえ、国内外で持続可能な社会への転換が求められています。また、デジタル化の進展により、私たちの生活様式や働き方も大きく変化しつつあります。

西郷村は、自然の恵みを享受しながら、時に厳しい自然と向き合い、畏敬の念を持って共生してきた歴史があります。村の豊かな森林、水資源、農地、生態系は、地域の暮らしと産業を支える基盤であり、これらを守り育てていくことは、現在を生きる私たちの責務です。

持続可能な社会の構築に向けては、環境を基盤とし、その上に経済活動や社会生活が成り立っていることを改めて認識する必要があります。地球環境を守り、地域資源を賢く活用し、環境負荷を低減しながら、健全で恵み豊かな環境を将来世代に引き継いでいくことが重要です。

※「将来像」と「環境像」の整理

将来像（第3章のタイトル）については、計画全体が目指す方向性を示しており、環境・社会・経済を含む“総合的な未来像”として表現しています。

これに対して、環境像（1. 目指すべき環境像）については、将来像の中でも、環境分野に特化した未来像を示しており、計画の核となる「環境の姿」を言語化したもの。

2. 各主体の役割

本計画の推進主体は、「村民」、「事業者」及び「むら（行政）」です。

西郷村環境基本条例の理念に基づき、これらの主体がそれぞれの立場から役割を認識し、自主的かつ積極的に行動するとともに、相互に連携・協働することで、目指す環境像の実現を図ります。

村民・事業者・むらがパートナーとして力を合わせることで、環境保全の効果をより大きくし、持続可能な地域づくりを進めていきます。

(1) 村民の役割

今日の環境問題の多くは、日常生活に伴う環境負荷の増大が一因とされています。

村民一人ひとりが、自らの生活と環境との関わりを理解し、環境に配慮した行動やライフスタイルへの見直しを進めることが求められます。

また、むらが実施する環境施策への協力や、地域・団体による環境保全活動への参加など、地域ぐるみで環境を守る取り組みが期待されます。

(2) 事業者の役割

事業者は、環境法令や規制基準を遵守するとともに、エネルギーの効率的利用、環境配慮型製品の導入など、事業活動に伴う環境負荷の低減に努める必要があります。

さらに、環境保全に資する技術開発や環境配慮型商品の生産・販売、環境関連サービスの提供などを通じて、環境と調和した持続可能な事業活動を進めることが重要です。

地域社会の一員として、村民やむらと連携し、地域の環境保全活動への参加や情報発信など、率先した取り組みも期待されます。

(3) むら（行政）の役割

むらは、環境施策の推進において中心的な役割を担い、多様な環境課題に対して総合的かつ計画的に施策を進めます。

また、村民や事業者が環境への理解を深め、意欲を高められるよう、環境保全活動への支援を行うとともに、むら自身も事務・事業に伴う環境負荷の低減に率先して取り組みます。

さらに、広域的な対応が必要な課題については、国・県、近隣市町村、関係団体と連携・協力しながら取り組みを進めます。

【計画の推進主体と役割（責務）】

行政（むら）

--- 環境施策の中心的な役割 ---

- 多様な環境問題に対する総合的・計画的な施策の策定・実施
- 村民・事業者の環境活動への支援
- むら自身の事務・事業に伴う環境負荷の低減
- 国・県・近隣市町村・関係団体との連携・協力

協働

パートナーシップ

村民（地域・団体）

--- 地域ぐるみで環境を守る ---

- 生活と環境の関わりを理解し、環境に配慮した行動
- ライフスタイルの見直しなど環境負荷の低減
- 地域の環境保全・創造への参加・協力
- 行政（むら）の環境施策への協力

事業者

--- 地域社会の一員として ---

- 公害の防止・自然環境の適正な保全
- 事業活動に伴う環境負荷の低減（省エネ・省資源）
- 環境と調和した持続可能な事業活動の推進
- 住民やむらと連携し、地域の環境保全・創造への参加・協力

本計画の推進主体は、西郷村環境基本条例第4条・第5条・第6条に示された村・村民・事業者とします。

これらの各主体は、条例に規定された役割（責務）を果たしていくことが求められています。

3. 本計画とSDGsの関係

西郷村環境基本計画は、国際社会が共有する持続可能な開発目標（SDGs）の理念と整合し、

「自然と共生し 次の世代へ つなぐむら にしごう」

の実現に向けた取り組みを推進します。

本計画の施策体系（第4章）は、以下のSDGs目標と特に深い関連があります。

【本計画が関連するSDGs】

3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	6 安全な水とトイレを世界中に 	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 
8 働きがいも経済成長も 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	11 住み続けられるまちづくりを 	12 つくる責任つかう責任 
13 気候変動に具体的な対策を 	14 海の豊かさを守ろう 	15 陸の豊かさも守ろう 	17 パートナリープで目標を達成しよう 

第3章では、西郷村が目指すべき環境の将来像を示し、その実現に向けて村民・事業者・むら（行政）が果たすべき役割を整理しました。

これらの理念や方向性を具体的な行動につなげていくためには、分野ごとの課題に応じた施策を体系的に整理し、着実に実行していくことが重要です。

第4章

第将来像を実現するための施策展開

1. 脱炭素社会の実現 ～ 地球環境の保全 ～
2. 良好な生活環境の確保 ～ 安全・安心な暮らしを守る ～
3. 資源循環型社会の構築
～ ごみを減らし、資源を大切に使うために ～
4. 自然共生社会の形成 ～ 自然とともに生きる地域づくり ～
5. 環境教育と住民参加の充実 ～ 地域ぐるみで未来を育む ～

第4章 将来像を実現するための施策展開

第4章では、第3章で示した将来像を実現するために必要となる5つの基本目標を設定し、分野別の施策展開を整理します。

これらの基本目標は、西郷村が持続可能な地域社会を形成するための柱であり、環境・社会・経済の調和を図りながら、地域の特性に応じた取り組みを進めるための指針となるものです。

【 5つの基本目標 】

- 1 脱炭素社会の実現
- 2 良好な生活環境の確保
- 3 資源循環型社会の構築
- 4 自然共生社会の形成
- 5 環境教育と住民参加の充実

【重点施策の優先度】

本計画では、5つの基本目標を横断して取り組むべき施策のうち、特に優先度の高いものを「最重要施策を【最重要】」「重要施策を【重要】」として整理します。

■ 最重要(Critical)

- (1) 生活排水対策の強化(合併処理浄化槽の普及・下水道の適正利用)
- (2) 水資源の保全(湧水・水道水源の保全、渇水対策、水質等の調査)

■ 重要(Priority)

- (3) 再生可能エネルギー導入の促進(公共施設の ZEB 化等)
- (4) 生ごみ減量化の推進(生ごみ処理機等支援・食品ロス削減)
- (5) 森林整備と里山保全(吸収源対策・生態系保全)
- (6) 外来種対策の強化(特定外来生物等の防除)
- (7) 野生動物被害対策(電気柵・耕作放棄地管理)
- (8) 持続可能な住環境整備(宅地開発の適正化・景観保全)
- (9) 環境教育と住民参加の強化(学校・地域・SNS 活用)

1. 脱炭素社会の実現 ～地球環境の保全～

脱炭素社会の実現には、産業構造や村民のライフスタイルの変革を伴うほどの、化石燃料消費量の大幅な削減が求められます。

西郷村においても、村民・企業・団体が一体となり、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの導入促進を進めることが不可欠です。エネルギーの地産地消、技術革新の活用、森林整備などの吸収源対策^{*6}を総合的に推進し、2050年カーボンニュートラルの実現を目指します。また、既に顕在化している気候変動の影響に適応するための取り組みも強化していきます。

※⁶ 吸収源対策とは、

吸収源対策とは、森林や土壌、都市の緑地などが持つ二酸化炭素（CO₂）を吸収する働き（吸収源）を維持・強化する取り組みのことです。

具体的には、

- ・ 森林の適切な整備（間伐・更新・植林など）
- ・ 里山・農地・草地の保全
- ・ 都市緑化の推進
- ・ 木材利用の促進（炭素を長期固定する効果）などが含まれます。

温室効果ガスの排出削減とあわせて、吸収量を増やすことで、地域全体のカーボンバランスを改善することを目的としています。

1-1 現状と課題

西郷村では、気候変動の影響が農業、生活環境、防災など幅広い分野に及んでおり、温室効果ガス排出の削減と、森林をはじめとする吸収源機能の維持・強化の両面から対策を進める必要があります。

また、森林管理の遅れや担い手不足により、吸収源としての機能が低下しつつあり、地域の環境基盤を守るためには、計画的な森林整備と地域ぐるみの保全体制が求められています。

これらの状況を踏まえ、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの推進、脱炭素型交通への移行、森林吸収源対策、気候変動への適応など、排出削減と吸収源強化を総合的に進めることが必要です。

1-2 これまでの主な取り組み

※ 第2章で現状を詳述しているため、本項では重複を避けつつ、脱炭素に関する主要な取り組みを簡潔に整理しています。

村では、公共施設の省エネ化や再生可能エネルギーの適正導入、森林吸収源対策など、脱炭素社会の実現に向けた基盤づくりを進めてきました。新庁舎の ZEB^{*7}化や公共施設の省エネ改修、再エネ事業と自然環境の調和を図る条例の制定、森林整備計画の策定など、多面的な取り組みを展開してきました。

【主な取り組みの例】

- ・ 新庁舎が「Nearly ZEB^{*8}」認証を取得し、一次エネルギー消費量 75%削減を実現する建物として整備を進めてきました。
- ・ 公共施設の LED^{*9} 化や断熱改修を段階的に実施し、省エネルギー化を推進してきました。
- ・ 大規模太陽光発電による森林乱伐や景観・災害リスクへの懸念を踏まえ、「西郷村自然環境等と再生可能エネルギー事業との調和に関する条例」を制定し、自然環境と再エネ事業の調和を図る仕組みを整備しました。
- ・ 「西郷村森林整備計画」を策定し、地域の特徴を踏まえた森林整備や施業指針を示し、森林の吸収源機能の維持・向上に取り組んできました。
- ・ 令和 8 年施行の「水源地域保全条例」に対応し、水源地域の土地利用管理に向けた準備を進めています。

※⁷ ZEB（ゼブ）とは

建物の省エネルギー化と再生可能エネルギーの活用により、年間の一次エネルギー消費量を大幅に削減し、最終的に「正味ゼロ」を目指す建物のことです。

国の ZEB 認証制度では、省エネ・再エネの達成状況に応じて、次の 4 区分に分けられる。

- ・ ZEB：年間の一次エネルギー消費量を正味ゼロとする建物
- ・ Nearly ZEB：75%以上の削減を達成した建物
- ・ ZEB Ready：50%以上の削減を達成した建物
- ・ ZEB Oriented：大規模建築物等で高度な省エネを実現した建物

※⁸ Nearly ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）とは、

建物の高断熱化や高効率設備の導入、太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用により、年間の一次エネルギー消費量を大幅に削減し、最終的に「正味ゼロ（またはゼロに近い水準）」を目指す建築物 のことです。

国の ZEB 認証制度に基づき、

- ・ 省エネ（使うエネルギーを減らす）
- ・ 創エネ（再エネでつくる）

を組み合わせ、建物全体のエネルギー性能を高めることを目的としています。

新庁舎が Nearly ZEB 認証を受けていることは、村自らが率先して脱炭素化に取り組む姿勢を示すものでもあります。

※⁹ LED 化とは、

従来の蛍光灯や白熱灯などを、消費電力が少なく寿命の長い LED 照明に置き換える取り組みのことです。

照明に伴うエネルギー使用量と CO₂排出量を大幅に削減できるため、自治体・企業・家庭における最も効果的な脱炭素施策の一つとされています。

1-3 目標

エネルギーの使い方を見直し、自然の力を活かしながら、温室効果ガスの削減と森林の保全を進め、脱炭素社会を実現します

【関連する SDGsのゴール】

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	11 住み続けられる まちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 	13 気候変動に 具体的な対策を 	15 陸の豊かさも 守ろう 
--	--	---	--	--

1-4 施策の方向性

西郷村では、気候変動の影響が顕在化し、温室効果ガス排出の削減と森林をはじめとする吸収源機能の維持・強化の両面から取り組む必要があります。これらの課題に対応し、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを着実に進めるため、以下の方向性を基本とします。

まず、再生可能エネルギーの導入促進と省エネルギーの徹底により、地域全体のエネルギー利用を効率化し、温室効果ガス排出量の削減を図ります。また、交通分野では、公共交通の活用や電動車の普及など、低炭素な移動手段への転換を進めます。

さらに、国（環境省・経済産業省・資源エネルギー庁など）が実施する省エネ家電や断熱改修等の補助制度について、村として積極的に情報提供を行い、申請方法や利用可能な支援策を分かりやすく周知することで、住民の省エネ行動を後押しします。

森林については、計画的な整備や里山保全を通じて吸収源機能を維持・強化し、地域の環境基盤を守る体制を整えます。さらに、豪雨・猛暑・台風などの気候変動リスクに備え、防災・減災対策や農林業・水資源への適応策を進めることも重要です。

これらの取り組みを総合的かつ継続的に進めることで、排出削減と吸収源対策の両面から脱炭素社会の実現を目指します。



【具体的施策】

西郷村では、温室効果ガスの排出削減と吸収源対策を総合的に進め、脱炭素社会の実現を目指します。村の実情や課題を踏まえ、以下の施策を推進します。

なお、本計画では、5つの基本目標を横断して取り組む施策のうち、特に優先度の高いものを【最重要】、次に優先度の高いものを【重要】として示しています。

施策欄に付された【最重要】・【重要】は、村として重点的に取り組むべき度合いを表しています。

① 再生可能エネルギーの導入促進 **【重要(Priority):(3)】**

【むらの取り組み】

- 【重要】**・新庁舎の「Nearly ZEB」化など、公共施設での再エネ・省エネ導入を進めます。
- ・自然環境と調和した再エネ導入を図るため、関連条例に基づき適切に対応します。

【住民の取り組み】

- ・住宅への太陽光発電・蓄電池の導入を検討し、地域内エネルギー循環に協力します。
- ・再エネ事業への理解を深めます。

【事業者の取り組み】

- ・事業所への再エネ設備導入や省エネ型設備への更新を進めます。
- ・再エネ事業を行う場合は、条例に基づき自然環境・景観への配慮を徹底し、地域との調和を図ります。

② 省エネルギーの推進

【むらの取り組み】

- 【重要】**・公共施設のLED化や断熱改修を段階的に進め、エネルギー使用量の削減を図ります。
- ・国の補助制度(省エネ家電・断熱改修等)について積極的に情報提供し申請方法や利用可能な支援策を分かりやすく周知することで、住民の省エネ行動を後押しします。また、村独自の支援制度については、今後の状況を踏まえながら導入を検討します。
 - ・2027年の蛍光灯製造・輸入終了に向け、適切な切替方法や省エネ行動の周知を行います。
 - ・既に宣言を行っている村内小・中学校及び事業所の取り組みを後押しするとともに未参加の事業所等に対しても「ふくしまゼロカーボン宣言」事業への参加を促します。

【住民の取り組み】

- ・冷暖房の適正利用、LED照明の導入、待機電力の削減など、日常生活での省エネ行動を実践します。
- ・住宅の断熱改修や省エネ家電の導入を検討し、家庭のエネルギー使用量削減に協力します。

【事業者取り組み】

- ・事業活動に伴うエネルギー使用量を把握し、省エネ計画を策定します。
- ・省エネ機器の導入や運用改善に取り組み、エネルギー効率の向上を図ります。

③ 脱炭素型交通の推進

【むらの取り組み】

- ・デマンド交通の運行により、高齢者や交通弱者の移動支援と自家用車依存の抑制

を図ります。

- ・ 新庁舎へのEV（電気自動車）充電器設置など、地域のEV（電気自動車）普及に向けた基盤整備を進めます。

【住民の取り組み】

- ・ 徒歩・自転車・公共交通の利用を心がけ、低炭素な移動手段を選択します。
- ・ EV（電気自動車）やPHV（プラグインハイブリッド自動車）の導入を検討し、家庭での脱炭素化に協力します。

【事業者の取り組み】

- ・ 業務車両のEV（電気自動車）化や効率的な運行管理に努めます。
- ・ 通勤・配送の効率化や共同配送の活用により、交通由来の排出削減を進めます。

④ 森林吸収源の強化

【むらの取り組み】

- ・ 西郷村森林整備計画に基づき、地域の特徴を踏まえた森林整備を計画的に進めます。
- ・ 里山保全活動を支援し、地域住民や団体と協働した森林管理体制を整えます。
- ・ 森林資源の循環利用を促進し、炭素固定を図ります。

【住民の取り組み】

- ・ 森林整備や里山保全活動に参加し、地域の森林を守る取り組みに協力します。

【事業者の取り組み】

- ・ 木材利用の拡大や森林整備への協力を通じて、吸収源対策に貢献します。

⑤ 気候変動への適応

【むらの取り組み】

- ・ 豪雨・猛暑・台風などの気候変動リスクに備え、防災・減災対策を強化します。
- ・ 農業・森林・水資源への影響を把握し、適応策の検討・実施を進めます。
- ・ 福島県の水源地域保全条例の施行を踏まえ、水源地域の保全に取り組みます。

【住民の取り組み】

- ・ 気候変動による災害リスクを理解し、日頃から備えを進めます。

【事業者の取り組み】

- ・ 事業継続計画（BCP）を整備し、気候変動リスクに備えます。

I-5 進行管理指標 (KPI)

脱炭素社会の実現に向けた取り組みの進捗を把握し、施策の改善につなげるため、以下の指標を設定します。これらの指標は、毎年度の進行管理に活用し、必要に応じて見直しを行います。

進行管理指標	前計画策定時 (令和元年度)	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
更新公共施設の再エネ導入率	0.0%	0.0%	100.0%

2. 良好な生活環境の確保 ～ 安全・安心な暮らしを守る ～

西郷村の生活環境と社会基盤は、住民の安全・安心を支える重要な要素です。高齢化の進行や気候変動の影響により、医療・福祉体制の充実、防災力の強化、持続可能な住環境の整備が求められています。利便性や快適性の向上を図りつつ、環境負荷を抑え、安全性を確保することを基本方針とし、持続可能な社会基盤の形成を目指します。

2-1 現状と課題

西郷村では、東北新幹線や東北自動車道など交通の利便性を背景に住宅開発や他市町村からの定住が進んでいます。一方で、高齢化の進行により、医療・福祉体制の充実や地域の支え合いの強化が求められています。

また、自家用車依存や宅地開発の拡大に加え、大規模な宅地開発や過度なインフラ整備は、自然環境や景観への影響が懸念され、持続可能な住環境の形成を難しくする要因となっています。

さらに、農林業の担い手不足による荒廃農地や森林管理の遅れは、景観の悪化や防災面でのリスク増大につながり、生活環境の質にも影響を及ぼしています。

これらの状況を踏まえ、安全で快適な生活環境を将来にわたって維持するため、社会基盤の適切な維持管理と環境に配慮した住環境づくりが求められています。

2-2 これまでの主な取り組み

※ 第2章で現状を詳述しているため、本項では重複を避けつつ、施策の方向性に関わる主要な取り組みを簡潔に整理しています。

西郷村では、生活環境の保全に向けて、水質調査や生活排水対策、大気環境の改善、交通弱者を支えるデマンド交通の運行、地域の美化活動支援など、住民の安全・安心に関わる取り組みを進めてきました。

また、資源回収団体への支援や地域清掃活動の促進など、地域ぐるみで環境を守る体制づくりにも取り組んできました。

2-3 目標

安全で快適な生活環境を守りながら、環境負荷を抑えた持続可能な社会基盤を整備し、誰もが安心して暮らせる地域を実現します

【関連する SDGsのゴール】



2-4 施策の方向性

西郷村では、生活排水や農業排水による水質への影響、野焼きや事業活動に伴う大気環境への負荷、騒音・悪臭などの生活環境苦情の増加、さらには宅地開発や土地利用の変化による住環境への影響など、多様な課題が顕在化しています。

また、大規模な宅地開発や過度なインフラ整備は、自然環境や景観への影響が懸念され、持続可能な住環境の形成を難しくする要因となっています。

これらの課題に対応し、安全で快適な生活環境を将来にわたって維持するため、水資源の保全、大気環境の改善、公害の未然防止、持続可能な住環境の形成、交通環境の改善、地域コミュニティの維持といった分野で、総合的かつ継続的に施策を進めていくことを基本的な方向性としします。

さらに、令和8年1月1日施行の新たな火災予防制度に基づき、野焼きや火入れに関する届出・遵守事項の周知を強化し、火災リスクの低減と大気環境の保全を一体的に進めることも重要な方向性としします。



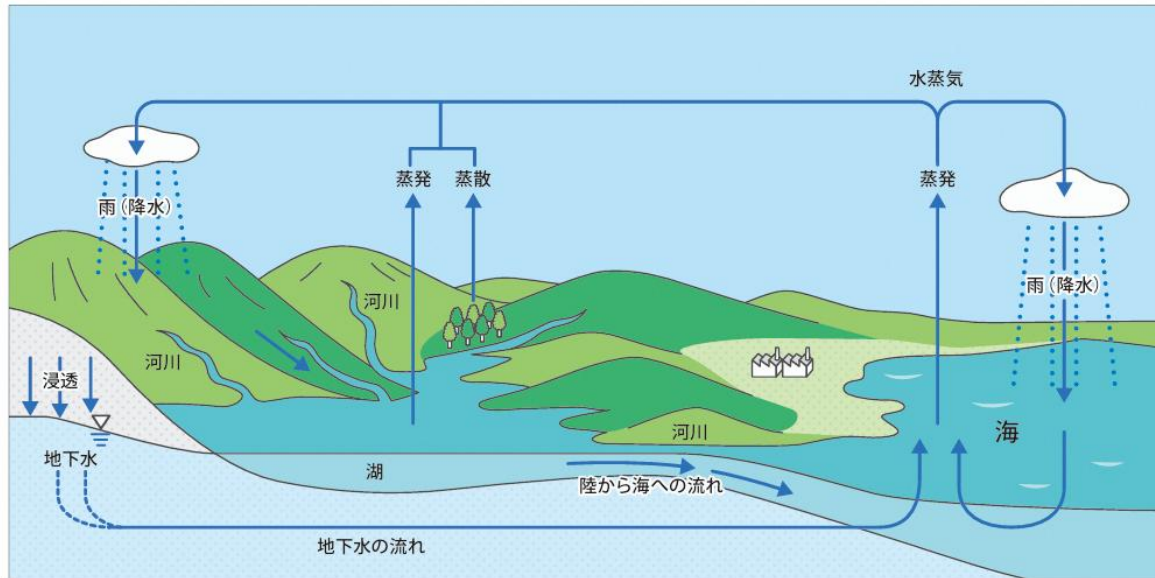
【具体的施策】

以下の施策は、安全で快適な生活環境を守りながら、環境負荷を抑えた持続可能な社会基盤の形成を目指すために、村・住民・事業者がそれぞれの立場で取り組むべき具体的な行動を整理したものです。

なお、本計画では、5つの基本目標を横断して取り組む施策のうち、特に優先度の高いものを【最重要】、次に優先度の高いものを【重要】として示しています。

施策欄に付された【最重要】・【重要】は、村として重点的に取り組むべき度合いを表しています。

【図 4-2 水の循環】



地球の水循環

【出典】 内閣官房水循環制作本部事務局ホームページ 水循環に関する教材（中学生向け）より

① 水資源の保全 【最重要(Critical)：(1)、(2)】

※ 第2章で現状を詳述しているため、ここでは施策につながる要点に絞って整理。

【むらの取り組み】

- 【最重要】・ 河川の水質調査を継続し、結果を公表して水環境の状況を把握します。
- 【最重要】・ 合併処理浄化槽の設置補助を行い、生活排水の適正処理を促進します。
- 【最重要】・ 下水道供用開始区域では、排水設備の設置義務や水洗化の必要性を周知します。
- 【最重要】・ 水源地域の森林保全や土地利用調整を進め、水資源の保全を図ります。

【住民の取り組み】

- ・ 合併処理浄化槽の適切な維持管理や生活排水の適正処理に協力します。
- ・ 下水道供用開始区域では、速やかな排水設備の設置や水洗化に取り組みます。
- ・ 水辺の環境保全活動に協力します。

【事業者の取り組み】

- ・ 事業活動に伴う排水の適正処理を徹底します。
- ・ 水質保全に配慮した事業運営を行います

② 大気環境の保全

【むらの取り組み】

- ・ 野焼き防止の啓発や通報時の現地確認・指導を行い、適正処理を促します。
- ・ 公共施設の省エネ化を進め、大気汚染物質や温室効果ガスの排出削減を図ります。
- ・ 令和8年施行の新たな火災予防制度に基づき、野焼き・火入れの届出や遵守事項の周知を強化します。

【住民の取り組み】

- ・ 違法な野焼きを行わず、廃棄物は適正に処理します。
- ・ 暖房器具や車両の使用において省エネに努め、大気汚染物質や温室効果ガスの排出を抑えます。
- ・ 自動車利用の見直しやエコドライブを実践します。

【事業者の取り組み】

- ・ 事業活動に伴う大気汚染物質の排出抑制に努めます。
- ・ 車両・機械の適正管理を行い、排ガス規制への適合を図ります。
- ・ 違法な野焼きを行わず、廃棄物は適正に処理します。

③ 公害（騒音・振動・悪臭・土壌汚染）の未然防止

【むらの取り組み】

- ・ 土地利用管理を進め、土壌汚染リスクの低減を図ります。

※土地利用管理とは、開発行為や土地の形質変更、有害物質取扱施設の立地状況を適切に把握し、水源地域や農地等の環境保全区域における土地利用の調整を行うことで、土壌汚染リスクの低減と環境基盤の保全を図るものです。

- ・ 騒音・悪臭などの生活環境苦情に対応し、必要に応じて事業所等へ指導します。
- ・ 法令に基づき、騒音の防止に取り組みます。

【住民の取り組み】

- ・ 生活環境に関する問題を発見した場合は村へ相談し、地域の環境保全に協力します。
- ・ 生活騒音の抑制や適正なごみ管理など、地域の生活環境に配慮した行動を心がけます。

【事業者の取り組み】

- ・ 法令に基づく公害防止対策を徹底し、地域への影響を最小限に抑えます。
- ・ 工事・作業における騒音・振動の低減に努めます。
- ・ 堆肥や家畜ふん尿の適切な管理・使用に努めます。

④ 安全で持続可能な住環境の整備 【重要(Priority)：(8)】

【むらの取り組み】

【重要】・ 公共施設の統廃合や上下水道整備区域の見直しを進め、将来の維持管理費を抑制します。

【重要】・ 地域拠点の整備により、移動負担の軽減と効率的なインフラ運営を図ります。

【重要】・ 都市計画担当課と情報共有や連携し、無秩序な宅地開発を抑制し、自然環境・景観に配慮した土地利用を進めます。

【重要】・ 高齢者に配慮した住環境整備や地域福祉の充実を図ります。

【重要】・ 地域防災計画に基づき、防災・減災対策を強化します。

- 【重要】**・個人所有地の除草・衛生管理は所有者へ適切な維持管理を依頼し、公共施設は、管理者が対応します。

【住民の取り組み】

- ・地域の防災活動や見守り活動に参加し、安全な地域づくりに協力します。
- ・景観や自然環境に配慮した暮らし方を心がけます。
- ・地域拠点の活用や公共交通の利用など、持続可能な生活スタイルに協力します。
- ・空き家の適正管理や所有地の除草・衛生管理に努めます。

【事業者の取り組み】

- ・開発行為や建設において、環境・景観への配慮を徹底します。
- ・空き家の利活用やリフォーム等を通じて住環境改善に協力します。
- ・地域の防災・福祉活動に協力します。

⑤ 交通環境の改善

【むらの取り組み】

- ・デマンド交通を運行し、高齢者や交通弱者の移動手段を確保します。
- ・生活道路の維持管理を適切に行います。
- ・公共交通の利便性向上を図り、自動車依存の抑制に努めます。
- ・歩行者・自転車の安全な移動環境を整備します。

【住民の取り組み】

- ・徒歩・自転車・公共交通の利用を心がけます。
- ・デマンド交通の利用や安全運転への配慮を通じて交通環境の維持に協力します。

【事業者の取り組み】

- ・配送・通勤の効率化により交通負荷を軽減します。
- ・道路工事や維持管理において、安全性と利便性の向上に協力します。
- ・車両の適正管理を行います。

⑥ 生活環境の美化と地域コミュニティの維持

【むらの取り組み】

- ・西郷村道路河川愛護団体等への支援により、地域の清掃活動や道路・河川を含む環境美化活動を支援します。
- ・地域コミュニティの維持・活性化を促進します。

【住民の取り組み】

- ・行政区等を中心に、地域の清掃活動や環境美化活動に参加します。
- ・地域のつながりや助け合いを大切にし、住みよい環境づくりに協力します。

【事業者の取り組み】

- ・ 事業所周辺の美化や環境管理を徹底します。
- ・ 地域活動や不法投棄防止に協力し、地域環境の維持に貢献します。

2-5 進行管理指標 (KPI)

良好な生活環境の確保に向けた取り組みの進捗を把握し、施策の改善につなげるため、以下の指標を設定します。なお、指標は測定可能性や継続性を重視し、必要に応じて見直しを行います。

進行管理指標	前計画策定時 (令和元年度)	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
河川水質(BOD)の保全	2.0mg/L 以下	1.3mg/L 以下	2.0mg/L 以下
下水道普及率	85.1%	86.7%	87.5%
汚水処理人口普及率	92.5%	93.4%	95.0%
騒音調査環境基準達成率	90.0%	95.0%	100.0%

3. 資源循環型社会の構築 ～ ごみを減らし、資源を大切に使うために ～

西郷村が持続可能な社会を実現するためには、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造から脱却し、資源を効率的に利用し循環させる仕組みづくりが不可欠です。廃棄物の適正処理やリサイクルの推進、農林業資源の持続的活用を通じて、環境負荷を低減しながら地域経済の活性化と住民生活の質の向上を目指します。

3-1 現状と課題

西郷村では、人口や生活様式の変化に伴い廃棄物の排出量が増加し、資源の有効利用が課題となっています。特にプラスチックごみは生活の利便性を支える一方、不適正処理による環境汚染が問題となっており、国際的にも海洋流出が深刻化しています。

また、全国・福島県・西郷村の1人1日あたりごみ排出量を比較すると、福島県および西郷村は全国平均を上回っており、ごみの減量化は喫緊の課題です。ごみの増加は焼却炉への負荷や維持管理費の増大につながり、将来的な住民負担の増加が懸念されます。

村内では、農地や山林への不法投棄が生活環境や景観を損ない、土壌・水質への悪影響を及ぼす要因となっています。不法投棄の未然防止には、地域ぐるみの監視体制の強化が必要です。

さらに、農林業の担い手不足により、農業残渣や間伐材などの地域資源が十分に活用されず、地域内での資源循環が進みにくい状況があります。住民のごみ減量や分別に対する意識にも格差があり、生活系・事業系を含めた一般廃棄物全体の削減には、継続的な啓発と参加促進が不可欠です。

このように、西郷村の資源循環型社会の構築には、廃棄物削減、リサイクル推進、不法投棄防止、農林業資源の活用、住民参加の強化など、多面的な取り組みが求められています。

3-2 これまでの取り組み

※ 第2章で現状を詳述しているため、本項では重複を避けつつ、施策の方向性に関わる主要な取り組みを簡潔に整理しています。

西郷村では、ごみ減量計画に基づく生活系・事業系ごみの削減、生ごみ処理機の購入支援、資源ごみの分別収集やリユース促進、不法投棄監視体制の強化、農林業資源の適正管理と活用、環境教育や啓発活動の推進など、資源循環の基盤づくりを進めてきました。

【主な取り組みの例】

- ・ 生ごみ処理機などの購入費補助による生ごみ減量化の促進
- ・ 「不法投棄監視サポーター制度」による地域住民と連携した監視体制の構築

- ・環境美化活動補助金制度の創設による地域清掃活動の支援
- ・「西郷村森林整備計画（令和7年度策定）」による森林資源の循環利用の基盤整備

3-3 目標

ものを大切に使い、資源を循環させることで、ごみを減らし環境への負担を小さくします

【関連するSDGsのゴール】

8 働きがいも 経済成長も 	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	11 住み続けられる まちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 
--	---	--	---

3-4 施策の方向性

西郷村が資源循環型社会を実現するためには、廃棄物の発生抑制、再使用・再生利用の拡大、不法投棄の未然防止、農林業資源の循環的な活用、そして住民参加による意識向上を総合的に進めることが重要です。

生活系・事業系を含めたごみの排出量を抑え、資源として再び活用できる仕組みを強化するとともに、地域全体で不法投棄を防止する体制を維持・拡充します。

また、農業残渣や間伐材などの地域資源を循環的に活用できる基盤を整え、地域内での資源循環を高めていきます。

さらに、環境教育や啓発活動を通じて、住民一人ひとりが資源循環に主体的に関わる意識を育み、地域ぐるみで循環型社会の形成を進めることを基本的な方向性としています。



【具体的施策】

以下の施策は、ものを大切に使い、資源を循環させることで、ごみの削減と環境負荷の低減を図るために、村・住民・事業者がそれぞれの立場で取り組むべき具体的な行動を整理したものです。

なお、本計画では、5つの基本目標を横断して取り組む施策のうち、特に優先度の高いものを【最重要】、次に優先度の高いものを【重要】として示しています。

施策欄に付された【最重要】・【重要】は、村として重点的に取り組むべき度合いを表しています。

小さな一歩から「にしよう」をカエル。

コラム⑦：限りある資源を大切に

【3Rの考え方】

3R

3Rとは、廃棄物を減らし資源を有効に活用するための基本的な考え方で、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3つを指します。ごみを出さない工夫、繰り返し使う工夫、資源として循環させる工夫を組み合わせることで、環境負荷の低減と持続可能な社会づくりにつながります。



西郷村は、これらに加えて「3R+1（プラスワン）運動」を推進します。

※ごみの3R+1（プラスワン）運動

Reduce（リデュース／廃棄物の発生抑制）…ごみの発生量や資源の使用量を減らすこと

Reuse（リユース／再使用）…そのままのかたちで繰り返し使用すること

Recycle（リサイクル／再資源化）…新たな製品をつくるために再資源化に協力すること

これら3つに加えて、

Refuse（リフーズ／断る）…不要なものは「買わない・もらわない」ことで、ごみの発生そのものを未然に防ぐ考え方です。または、

Repair（リペア／修復）…物を修理して長く使うことで、資源を大切にする行動のこと

3R+1は、ごみを減らし、資源を大切に使うための基本的な行動指針であり、日常生活の中で無理なく取り組める、もっとも効果的な環境配慮の方法です。

① ごみの発生抑制（リデュース）の推進 【重要（Priority）：（4）】

【むらの取り組み】

【重要】・ごみ減量計画に基づき、生活系・事業系ごみの削減を進めます。

【重要】・生ごみ処理機などの購入費補助により、生ごみの減量化と再生利用を促進します。

- ・ 1人1日あたりごみ排出量の削減に向けた啓発を継続します。
- ・ 使い捨てプラスチック削減に向けた啓発や事業者支援を行います。
- ・ 食品ロス削減の取り組みを推進します。

【住民の取り組み】

- ・ ごみの分別を徹底し、資源化できるものは積極的に分別収集へ排出します。
- ・ 過剰包装を避け、必要なものを必要な量だけ購入します。
- ・ 生ごみの水切りや食品ロス削減など、日常生活での減量に努めます。
- ・ 使い捨て製品の使用抑制に協力します。

【事業者の取り組み】

- ・ 事業系ごみの適正処理と排出量削減に取り組めます。
- ・ 使い捨てプラスチック削減や簡易包装の推進に取り組めます。
- ・ 食品ロス削減や廃棄物発生抑制のための工夫を行います。

② 再使用・再生利用（リユース・リサイクル）の促進

【むらの取り組み】

- 【重要】**・資源ごみ（缶・びん・ペットボトル等）の分別収集を継続し、リサイクル率の向上を図ります。
- ・リユース品の活用促進や地域内循環の仕組みづくりを支援します。

【住民の取り組み】

- ・資源ごみの分別ルールを守り、リサイクルに協力します。
- ・古紙・古布などの資源回収活動に積極的に参加します。
- ・リユース品の活用やフリーマーケット等への参加を通じて再使用を促進します。

【事業者の取り組み】

- ・事業活動で発生する資源物の分別・リサイクルを徹底します。
- ・リサイクル可能な製品・資材の利用を推進します。

③ 不法投棄の防止と生活環境の保全

【むらの取り組み】

- 【重要】**・「不法投棄監視サポーター制度」による地域住民と連携した監視活動を推進します。
- ・不法投棄発生時の迅速な撤去と再発防止策の実施
 - ・農地・山林・河川等における監視体制を強化します。
 - ・不法投棄防止の啓発や地域パトロールを支援します。
 - ・撤去・処理が必要な場合は、排出者や土地所有者の責任に基づき、関係機関と連携して適切な対応を促します。

【住民の取り組み】

- ・地域の見守り活動に協力し、不法投棄を発見した場合は通報します。
- ・自らのごみを適正に処理し、地域の環境保全に協力します。
- ・不法投棄されないよう、所有地・管理地の維持管理を徹底します。

【事業者の取り組み】

- ・産業廃棄物の適正処理を徹底し、不法投棄を行わない・させない体制を整備します。
- ・工事現場や事業所周辺の環境管理を適切に実施します。

④ 農林業資源の循環利用の推進 **【重要（Priority）：（5）】**

【むらの取り組み】

- 【重要】**・農業残渣や間伐材などの地域資源を活用した循環型の仕組みづくりを支援します。
- ・バイオマス利用や堆肥化の推進により、地域内資源循環を強化します。
 - ・「西郷村森林整備計画」に基づく森林資源の循環利用の基盤整備を進めます。

【住民の取り組み】

- ・堆肥化した堆肥を家庭菜園や農地で活用し、地域資源の循環に協力します。

【事業者（農林業者を含む）の取り組み】

- ・間伐材や農業残渣の有効活用を進め、地域資源の循環に貢献します。
- ・バイオマス利用や堆肥化など、循環型農林業の取り組みを推進します。

⑤ 環境教育・意識啓発の強化 【重要(Priority):(9)】

【むらの取り組み】

- 【重要】
- ・ごみ減量やリサイクルに関する教育・啓発を継続的に実施します。
 - ・学校・地域団体と連携し、循環型社会の理解促進を図ります。
 - ・環境美化活動補助金制度により、地域清掃活動を支援します。

【住民の取り組み】

- ・日常生活でのごみ減量・リサイクルに取り組み、地域の環境保全に協力します。
- ・環境学習や地域活動に参加し、循環型社会への理解を深めます。

【事業者の取り組み】

- ・環境負荷低減の取り組みを積極的に行い、地域の循環型社会づくりに貢献します。
- ・従業員への環境教育やリサイクル推進の取り組みを実施します。

3-5 進行管理指標 (KPI)

資源循環型社会の構築に向けた取り組みの進捗を把握し、施策の改善につなげるため、以下の指標を設定します。

進行管理指標	前計画策定時 (令和元年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和12年度)
ごみの排出量 (1人1日当たりg)	911g	925g	851g
リサイクル率(%)	8.7%	9.7%	13.2%
不法投棄パトロール実施回数 (年間:委託分のみ)	-	133回	120回
生ごみ処理機等購入費補助 件数(累計)	-	44件	320件
環境美化事業活動団体数	-	-	30団体

4. 自然共生社会の形成 ～ 自然とともに生きる地域づくり ～

西郷村の豊かな森林、河川、農地、里山は、地域の生態系を支え、住民の生活や文化と深く結びついています。多様で豊かな自然環境のもと、自然と共生した産業や文化が育まれ、村の魅力を形成してきました。しかし近年、人口減少や高齢化、ライフスタイルの変化などにより、人と自然との関わりが希薄になりつつあります。

私たちの暮らしや経済活動は自然の恵みに支えられており、その価値を再認識し、将来世代にわたって自然の恩恵を享受できるよう、自然環境の保全と持続可能な利用を進めることが重要です。生物多様性を育む豊かな自然環境の保全に加え、森林空間の活用や住民参加型の取り組みを通じて、人と自然が共に生きる「自然共生社会」の形成を目指します。

4-1 現状と課題

西郷村には森林、河川、農地、里山など多様な自然環境が広がり、地域の生態系を支える豊かな自然資源が存在しています。しかし、人口減少や高齢化、ライフスタイルの変化などにより、人と自然との関わりが弱まり、自然環境の健全性が徐々に損なわれつつあります。

森林や里山では、管理の担い手不足により手入れが行き届かず、植生の荒廃や生態系の質・量の低下が進んでいます。森林の管理不全是水源涵養機能の低下にもつながり、豪雨や台風時の土壌流出、河川氾濫など、生活環境の安全性にも影響を及ぼす可能性があります。耕作放棄地の増加は景観の悪化だけでなく、野生動物の生息域拡大を招き、農林業被害の増加にもつながっています。

生物多様性の面では、堀川ダム湖周辺でミズスマシやモノアラガイなどの希少な水生生物が確認されており、保全が求められる地域となっています。一方で、特定外来生物ウチダザリガニの増加により在来種が減少するなど、生態系への影響が深刻化しています。アライグマやハクビシン、オオキンケイギクなど、県の「ふくしまブルーリスト」掲載種も村内で確認されていますが、防除体制が十分ではなく、対応が追いついていない状況です。

野生動物については、ニホンジカ、イノシシ、クマによる農林業被害や生活被害が増加し、住民の安全や農業経営に影響が生じています。森林管理の不足や耕作放棄地の増加が被害拡大の一因となっており、クマの出没も増えていることから、住民の不安が高まっています。

景観面では、赤面山の荒廃したゲレンデ跡地など、過去の土地利用の変化により景観が損なわれた地域が存在し、地域全体での保全体制の強化が求められています。

また、自然体験や環境教育の機会は一定程度あるものの、住民全体が自然と関わる機会は十分とはいえず、自然環境の価値を理解し、次世代へ継承するための学びの場をさらに充実させる必要があります。

このように、西郷村の自然環境の保全は、生態系の多様性維持、外来種対策、野生動物被害防止、景観保全と観光振興の両立、自然体験の充実など、多面的な課題に対応することが求められています。

4-2 これまでの主な取り組み

※ 第2章で現状を詳述しているため、本項では重複を避けつつ、施策の方向性に関わる主要な取り組みを簡潔に整理しています。

村では、森林環境交付金を活用した森林整備や県産材の利活用、生物多様性の保全、外来種対策、野生動物被害の軽減、景観保全活動の支援、自然体験や環境教育の推進など、自然共生社会の形成に向けた基盤づくりを進めてきました。

【主な取り組みの例】

- ・ 森林環境交付金を活用した森林整備、県産間伐材を活用したベンチ・テーブルの設置
- ・ 村内小中学校での森林環境学習（森林観察・木工体験など）
- ・ 堀川ダム湖周辺の希少種の保全活動
- ・ 西郷村環境保全対策事業補助金を活用し、地域団体が行う外来種防除、生態系保全、景観保全、自然環境の再生に向けた取り組みを支援
- ・ 特定外来生物等の防除活動を支援し、在来種保全に向けた取り組みを推進
- ・ 鳥獣被害対策（電気柵設置支援、西郷村鳥獣被害対策事業補助金、関係機関との連携）
- ・ 赤面山での植林活動を、地域団体・県・国と協働して進め、森林再生を促進
- ・ 堀川ダムまつりなど自然体験の機会づくり
- ・ 学校・地域団体と連携した環境教育の推進

4-3 目標

多様な生態系を守り、森林・河川・里山などの自然環境を健全に保全するとともに、人と自然が調和して暮らす自然共生社会を実現します

【関連する SDGsのゴール】

6 安全な水とトイレ を世界中に 	11 住み続けられる まちづくりを 	13 気候変動に 具体的な対策を 	14 海の豊かさを 守ろう 	15 陸の豊かさも 守ろう 
---	--	---	---	--

4-4 施策の方向性

西郷村では、多様な生態系を守り、森林・河川・里山などの自然環境を健全に保全しながら、人と自然が調和して暮らす自然共生社会の形成を進めます。

そのため、森林・里山の適正管理、生物多様性の保全、外来種対策の強化、野生動物との適切な距離の確保、景観保全と自然と調和した観光の推進、そして自然とのふれあい機会の創出と環境教育の充実を総合的に進めることを基本的な方向性とします。

自然環境を守るだけでなく、住民が自然に親しみ、その大切さを実感できる機会を広げること也很重要です。森林や河川、里山を活用した自然体験活動や環境教育を充実させることで、地域の自然への理解と愛着を育み、自然と人が共に生きる地域づくりを進めていきます。



【具体的施策】

以下の施策は、自然環境を健全に保全し、生物多様性を守りながら、人と自然が調和して暮らす自然共生社会を実現するために、村・住民・事業者がそれぞれの立場で取り組むべき具体的な行動を整理したものです。

なお、本計画では、5つの基本目標を横断して取り組む施策のうち、特に優先度の高いものを【最重要】、次に優先度の高いものを【重要】として示しています。

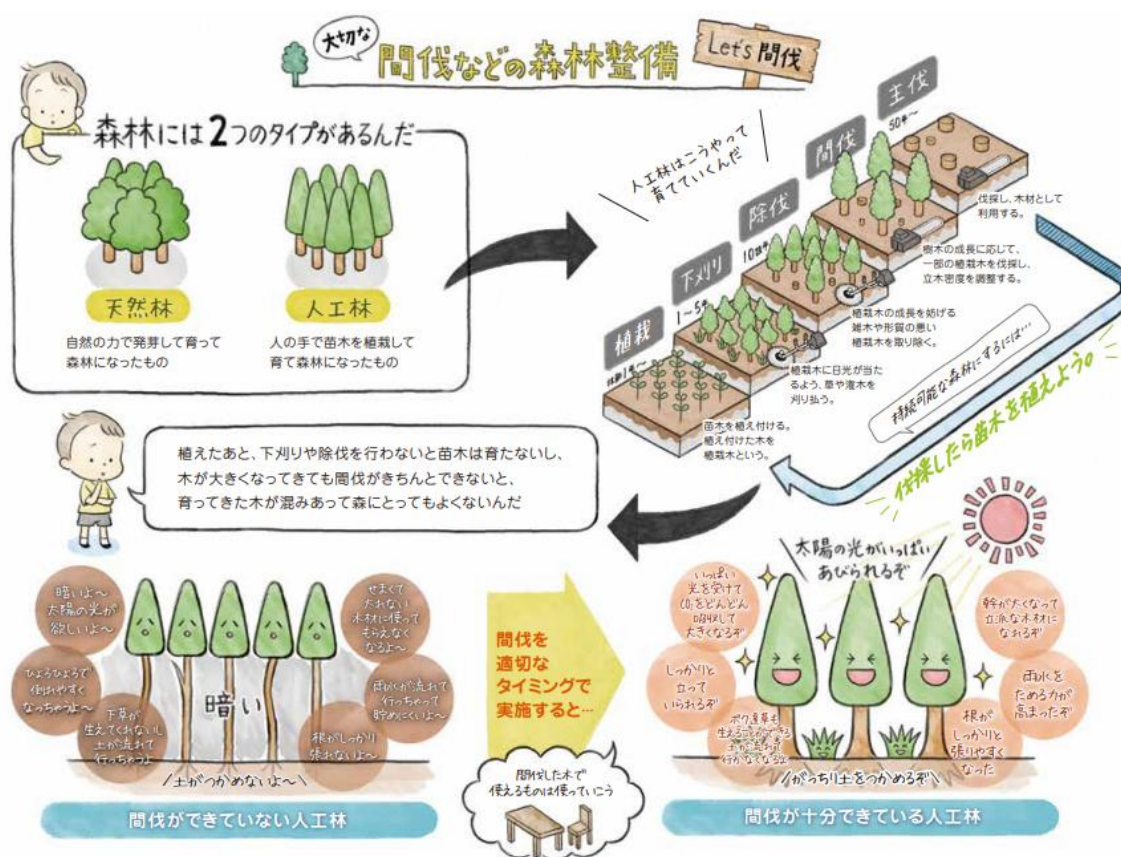
施策欄に付された【最重要】・【重要】は、村として重点的に取り組むべき度合いを表しています。

① 森林・里山の保全と適正管理 【重要(Priority):(5)】

※4-1(脱炭素)と重複しないよう「生態系・景観・水源かん養」に特化

西郷村の森林や里山は、生態系の基盤であるとともに、水源かん養、景観形成、土砂災害防止など、多面的な機能を担っています。しかし、人口減少や高齢化により管理の担い手が不足し、間伐や下刈りなどの手入れが十分に行われない人工林が増加しています。管理不全の森林は、林内が暗くなり、林床植生の衰退、生態系の劣化、水源かん養機能の低下、土壌流出の増加など、さまざまな環境リスクを高める要因となっています。

そのため、森林の健全性を維持するためには、適切な間伐や枝打ちなどの森林整備を計画的に進めることが重要です。また、里山の保全活動を地域住民や団体と協働して進めることで、地域全体で自然環境を守り育てる体制づくりが求められます。



【出典】農林水産省「森林を知りたい」

適切な間伐を行うことで、林内に光が届き、林床植生が回復し、生物多様性の向上にもつながります。また、健全な森林は水源かん養機能を高め、豪雨時の土砂流出や河川の増水リスクを軽減するなど、生活環境の安全性にも寄与します。

今後は、森林整備の計画的な推進に加え、地域住民や林業者との協働による里山管理の強化を図り、自然と共生する地域づくりを進めていきます。

【むらの取り組み】

- 【重要】・間伐・下刈り・枝打ちなどの森林整備を計画的に進め、森林の健全性を維持します。
- 【重要】・里山の保全活動を支援し、地域住民や団体との協働による管理体制を整えます。

【住民の取り組み】

- ・里山保全活動や森林整備ボランティアに参加し、地域の森林を守る取り組みに協力します。
- ・里山の利用にあたっては植生や生態系に配慮し、自然環境を損なわないよう行動します。

【事業者（林業者）の取り組み】

- ・適切な施業を行い、森林資源の持続可能な利用を進めます。
- ・木材利用の促進を通じて森林の循環的な活用に貢献します。

② 生物多様性の保全 【重要(Priority)：(6)】

【図】外来生物が与える影響



【出典】環境省ホームページ「日本の外来種対策」外来種はどんな影響をあたえるの？
外来種問題普及啓発パネルより抜粋

【むらの取り組み】

- 【重要】・外来種の侵入・拡散防止に向けた調査・啓発を行います。
- 【重要】・在来種に影響を及ぼす外来種の駆除を継続します。
- 【重要】・堀川ダム湖周辺の希少種の保全活動を、ボランティア団体と協力して実施します。
 - ・湿地・河川・草地など多様な生息環境の保全・再生を進めます。
 - ・生物多様性に関する学習機会を提供し、地域の理解を深めます。

【住民の取り組み】

- ・身近な自然環境を大切にし、動植物の生息環境を損なわないよう配慮します。
- ・外来種の持ち込みや放流を行わず、地域の生態系保全に協力します。
- ・自然観察や環境学習を通じて、生物多様性の重要性への理解を深めます。

【事業者の取り組み】

- ・事業活動に伴う自然環境への影響を最小限に抑えます。
- ・外来種の拡散につながる行為を避け、適切な管理を行います。

③ 野生動物被害の防止と共生 【重要(Priority):(7)】

【むらの取り組み】

- 【重要】・野生鳥獣の出没状況や被害状況を把握し、防護柵などの設置支援を行います。
- 【重要】・耕作放棄地の適正管理を進め、野生動物のすみかになるのを防ぎます。
- 【重要】・関係機関(猟友会・警察等)と連携し、捕獲・追い払いなどの対策を強化します。
- 【重要】・出没情報の共有など、地域の実情に応じた被害軽減策を推進します。

【住民(農業者)の取り組み】

- ・野生動物を見かけた際はむやみに近づかず、村へ情報提供を行います。
- ・農地周辺の草刈りや環境整備を行い、野生動物が近づきにくい環境づくりに協力します。
- ・電気柵や防護柵を適切に管理し、被害防止に努めます。
- ・家庭ごみや生ごみの管理を徹底し、野生動物を誘引しないよう努めます。
- ・野生動物の行動特性を理解し、落ち着いた対応を心がけます。

【事業者・団体の取り組み】

- ・ごみの放置など、野生動物を誘引する行為を避けます。
- ・地域の被害防止活動に協力します。

④ 景観保全と自然と調和した観光の推進

【むらの取り組み】

- ・ 景観保全協定の推進により、地域の景観を守る仕組みを整えます。
- ・ 自然環境と調和した施設整備（歩道・休憩所・トイレ等）を進めます。
- ・ 自然体験型観光やエコツーリズムを推進し、環境負荷の少ない観光を促進します。
- ・ 阿武隈川サミット、堀川ダムまつりなど、水源地域に親しみ自然の大切さを学ぶ機会を提供する取り組みを支援します。

【住民の取り組み】

- ・ 景観保全活動に協力し、自然環境を大切にする意識を広げます。
- ・ 観光客に地域の自然や文化を尊重した行動を促します。

【事業者の取り組み】

- ・ 自然環境への負荷を抑えた運営に努めます。
- ・ 自然体験型観光や交流事業に協力し、持続可能な観光を推進します。

⑤ 自然とのふれあい機会の創出と環境教育の推進 【重要(Priority):(9)】

※4-5(環境教育)と重複しないよう「自然体験の場づくり」に特化

【むらの取り組み】

【重要】・ 森林・里山・河川などを活用した自然体験学習や交流事業を推進します。

【重要】・ 学校教育・社会教育・地域活動と連携し、自然との関わりを深める環境教育を充実させます。

【重要】・ 赤面山の植林活動や外来生物防除など、地域の自然保全活動と連携した学習機会を提供します。

- ・ 自然体験の場の安全確保や利用ルールの周知を行い、持続的に活用できる仕組みを整えます。

【住民の取り組み】

- ・ 自然体験活動や環境学習に参加し、自然との関係を深めます。
- ・ 子どもと一緒に自然に触れる機会を増やし、次世代への継承につなげます。

【事業者の取り組み】

- ・ 環境教育や自然体験プログラムの実施に協力します。
- ・ 地域の自然資源を活かした交流事業に参画します。

4-5 進行管理指標 (KPI)

自然共生社会の形成に向けた取り組みの進捗を把握し、施策の改善につなげるため、以下の指標を設定します。

進行管理指標	前計画策定時 (令和元年年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和12年度)
森林整備面積	12,995ha	-	12,181ha 以下
特定外来生物駆除回数 (ウチダザリガニ捕獲)	11 回	22 回	30 回以上
有害鳥獣捕獲数	359 件	313 件	350 件以上
電気柵・防護柵設置件数	11 件	10 件	18 件以上
景観保全(赤面山植林)活動 の植林数(累計本数)	-	2,566 本	4,500本以上

5. 環境教育と住民参加の充実 ～ 地域ぐるみで未来を育む ～

持続可能な社会の形成には、行政や事業者の取り組みだけでなく、住民一人ひとりの理解と行動が不可欠です。西郷村では、環境教育や啓発活動を通じて、子どもから高齢者まで幅広い世代が環境保全の重要性を学び、日常生活の中で実践できるようにすることを目指します。

また、住民参加を基盤とした協働の取り組みを推進し、地域全体に環境意識を根付かせ、次世代へと継承していくことが重要です。環境と経済の両立、ライフスタイルの変革、環境保全の担い手育成 など、全ての分野に共通する視点を重視しながら、環境教育と住民参加の充実を図ります。

5-1 現状と課題

西郷村では、環境問題に対する住民の関心は高まりつつあるものの、日常生活における行動変容や継続的な参加には課題があります。ごみ分別やりサイクル、省エネ行動など、身近な取り組みが十分に浸透していない場面も見られます。

また、子どもや若者世代が地域の環境活動に関わる機会が限られており、将来世代への意識継承が十分ではありません。学校教育における体験型学習や地域活動との連携が求められています。

さらに、情報発信の手段が広報誌や掲示板に偏りがちで、SNS（Social Networking Service：インターネット上で人とつながり交流するためのサービス全般）やデジタル媒体を活用した効果的な啓発が十分に行われていません。住民の多様なライフスタイルに合わせた教育・啓発の仕組みづくりが必要です。

加えて、環境に関する調査・研究の基盤が十分に整っておらず、科学的知見に基づいた施策立案や技術革新への展開が難しい状況も見られます。

5-2 これまでの主な取り組み

※ 第2章で現状を詳述しているため、本項では重複を避けつつ、環境教育・啓発・住民参加に関わる主要な取り組みを簡潔に整理しています。

村では、学校教育や地域活動を通じた環境学習の推進、住民参加による環境保全活動の支援、広報誌やデジタル媒体を活用した啓発など、環境教育と住民参加の基盤づくりを進めてきました。

【主な取り組みの例】

- ・ 森林観察、木工体験、阿武隈川源流探索など、体験型の森林・河川学習の実施
- ・ 学校と地域団体が連携した環境学習や自然体験の機会づくり
- ・ 地域団体やボランティアと協働した清掃活動や環境イベントの開催
- ・ 阿武隈川サミットへの参加を通じた流域環境の学習と交流
- ・ 広報誌やホームページを活用した、ごみ分別・省エネ行動などの啓発
- ・ 住民が環境情報を得やすいよう、情報発信の充実を図る取り組み

5-3 目標

環境教育と住民参加を通じて、住民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践し、
地域全体で環境保全に取り組む意識と文化を育てます

【関連する SDGsのゴール】

4 質の高い教育を みんなに 	11 住み続けられる まちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 	17 パートナリーシップで 目標を達成しよう 
---	--	---	---

5-4 施策の方向性

西郷村では、環境教育の充実と住民参加の促進を通じて、住民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践し、地域全体で環境保全に取り組む意識と文化を形成します。

そのため、学校教育・社会教育・地域活動を通じた環境学習の強化、効果的な啓発と情報発信の推進、住民参加と協働による環境活動の拡大、そして科学的知見に基づく調査・研究の基盤整備を総合的に進めることを基本的な方向性としています。



【具体的施策】

以下の施策は、環境に関する学びと地域活動への参加を広げ、住民・事業者・行政が協働して環境保全に取り組む体制をつくるために、村・住民・事業者がそれぞれの立場で取り組むべき具体的な行動を整理したものです。

なお、本計画では、5つの基本目標を横断して取り組む施策のうち、特に優先度の高いものを【最重要】、次に優先度の高いものを【重要】として示しています。

施策欄に付された【最重要】・【重要】は、村として重点的に取り組むべき度合いを表しています。

① 環境教育の充実 【重要(Priority):(5)】

※学校教育・社会教育・地域活動を横断する内容に整理

【むらの取り組み】

- 【重要】・ 学校教育と連携し、地域の自然や環境課題を学ぶ体験型の環境学習を充実させます。
- ・ 地域団体や専門家と協働し、世代を超えて学べる環境教育の機会を提供します。
 - ・ 環境保全の担い手育成に向けた研修や講座を実施し、地域の人材育成を進めます。

【住民の取り組み】

- ・ 地域の環境学習や自然体験活動に参加し、環境への理解を深めます。
- ・ 家庭や地域で環境に配慮した行動を実践し、次世代への意識継承に協力します。

【事業者の取り組み】

- ・ 従業員への環境教育を実施し、事業活動における環境配慮を促進します。
- ・ 学校や地域団体と連携し、環境学習の場づくりに協力します。

② 効果的な啓発と情報発信の強化 【重要(Priority):(9)】

※資源循環や自然保全と重複しないよう「全分野横断の啓発」に特化

【むらの取り組み】

- 【重要】・ 広報誌、SNS など多様な手段を活用し、環境情報を身近な例に置き換えて分かりやすく発信します。
- ・ 住民のライフスタイルに合わせた啓発プログラムを企画・実施し、行動変容を促します。

【住民の取り組み】

- ・ 環境に関する情報を積極的に受け取り、日常生活の改善につなげます。
- ・ 地域の環境活動や啓発イベントに参加し、学んだ内容を周囲に広げます。

【事業者の取り組み】

- ・ 環境配慮の取り組みや情報を発信し、地域全体の意識向上に貢献します。
- ・ 村の啓発活動に協力し、環境に配慮した事業運営を進めます。

③ 住民参加と協働による環境活動の推進 【重要(Priority):(9)】

※「コミュニティ維持」と重複しないよう「環境活動」に特化

【むらの取り組み】

- 【重要】・ 地域団体や学校、事業者と連携し、協働による環境活動を支援します。
- ・ 地域の清掃活動、自然保全活動、環境イベントの開催を促進します。
 - ・ 若い世代や子どもが参加しやすい環境活動の場づくりを進めます。

【住民の取り組み】

- ・ 地域の環境活動に積極的に参加し、協働による環境づくりに協力します。
- ・ 地域の自然や環境を大切にする文化を広げます。

【事業者の取り組み】

- ・ 地域の環境活動に協力し、事業所周辺の環境管理を徹底します。
- ・ 協働による環境活動の担い手としての役割を果たします。

④ 環境に関する調査・研究の推進 【重要(Priority):(9)】

※脱炭素・資源循環・自然共生と重複しないよう「基盤整備」に特化

【むらの取り組み】

- 【重要】
- ・ 環境データの収集・分析体制を整備し、科学的知見に基づく施策立案を進めます。
 - ・ 大学・研究機関・専門家と連携し、地域の環境課題に関する調査・研究を推進します。
 - ・ 調査結果を環境教育や啓発活動に活用し、住民と共有します。

【住民の取り組み】

- ・ 地域の環境調査やモニタリング活動に協力し、地域の環境データの蓄積に貢献します。

【事業者の取り組み】

- ・ 調査・研究への協力やデータ提供を通じて、科学的知見の蓄積に貢献します。
- ・ 調査結果を踏まえ、事業活動における環境負荷の低減に努めます。

第4章 将来像を実現するための施策展開

5-5 進行管理指標 (KPI)

環境教育と住民参加の充実にに向けた取り組みの進捗を把握し、施策の改善につなげるため、以下の指標を設定します。

進行管理指標	前計画策定時 (令和元年度)	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
広報紙等での情報発信回数	3回	3回	6回以上
学校での環境学習実施回数	-	33回	33回以上
環境学習・自然体験の参加児童・生徒数	-	1,100人	970人以上
地域団体との協働件数	2件	2件	4件以上
村内一斉清掃参加人数	4,977世帯	5,115世帯	5,200世帯以上

本章では、第3章で示した将来像を実現するために設定した5つの基本目標に基づき、西郷村が重点的に取り組むべき施策の方向性を整理しました。脱炭素社会の実現、良好な生活環境の確保、資源循環型社会の構築、自然共生社会の形成、環境教育と住民参加の充実の各分野において、現状と課題を踏まえた具体的な取り組みを示し、持続可能な地域社会の形成に向けた道筋を明確にしました。

これらの施策は、環境を基盤とした地域づくりを進めるうえで相互に関連し合い、総合的に推進することで効果を発揮するものです。村民、事業者、行政が協働し、地域の特性を生かしながら着実に取り組みを進めることが求められます。

次章では、これらの施策を確実に実行し、継続的に改善していくための推進体制、役割分担、進捗管理の方法について整理し、本計画の実効性を高める枠組みを示します。

第 5 章

計画推進の体制と進行管理

1. 計画推進における主体の役割
2. 計画の推進体制
3. 進行管理の方法
4. まとめ

第5章 計画推進の体制と進行管理

本章では、第4章で整理した施策を着実に実行し、継続的に改善していくために必要となる推進体制と進行管理の仕組みを示します。計画の実効性を高めるため、主体の役割、推進体制、進行管理の方法を整理し、持続可能な地域づくりを支える枠組みを明確にします。

1. 計画推進における主体の役割

本計画の推進主体は、村民、事業者及びむら（行政）です。

西郷村環境基本条例の理念に基づき、これらの主体がそれぞれの立場から役割を認識し、自主的かつ積極的に行動するとともに、相互に連携・協働することで、目指す環境像の実現を図ります。

(1) 村民の役割

村民一人ひとりが、日常生活における環境負荷を意識し、環境に配慮した行動を実践します。また、地域活動や環境保全活動への参加を通じて、地域ぐるみの取り組みを支えます。

(2) 各種団体の役割

自治会、環境保全団体、NPO、学校、PTA、企業団体、農林業団体など、地域に根ざした多様な団体は、環境保全の担い手として重要な役割を果たします。これらの団体は、地域の特性や課題に応じた活動を展開し、

- ✓ 清掃活動や里山保全などの地域環境活動
- ✓ 環境学習や啓発活動
- ✓ 野生動物対策や景観保全
- ✓ 住民参加の促進

などを通じて、地域全体の環境意識の向上と持続可能な地域づくりに貢献します。

(3) 事業者の役割

事業活動に伴う環境負荷の低減に努めるとともに、環境配慮型製品・サービスの提供や技術開発を進めます。また、地域の環境活動への協力や情報発信を通じて、地域社会の一員として環境保全に貢献します。

(4) むら（行政）の役割

行政は、環境施策の総合的な推進主体として、施策の企画・調整、情報提供、支援を行います。また、事務事業に伴う環境負荷の低減にも率先して取り組み、村民・事業者・団体との協働を促進します。

2. 計画の推進体制

本計画を実効性のあるものとするためには、行政内部の連携に加え、村民・事業者・関係団体など多様な主体が協力し、総合的に取り組みを進めることが不可欠です。

西郷村では、以下の体制により計画を推進します。計画の実効性を確保するため、以下の体制により進行管理と改善を行います。

(1) 村民・事業者との連携による計画の推進

行政による施策の実行だけでなく、村民や事業者が主体的に環境保全に取り組むことが重要です。村民・事業者・行政が協働して施策の進め方や進捗状況について意見交換を行い、地域の視点を施策に反映します。

(2) 環境審議会等による点検・評価

環境審議会（西郷村環境審議会条例に規定する村長の諮問機関）は、学識経験者や関係団体の代表者などで構成され、施策の進捗状況について報告を受け、必要に応じて改善点や見直しの方向性を専門的な見地から審議します。

(3) 庁内の推進体制（関係課の連携）

環境施策は多岐にわたるため、関係課が連携し、横断的な取り組みを進めることが不可欠です。庁内連絡会議等を通じて、施策の進行状況の共有、課題の整理、分野横断的な取り組みの企画などを行い、全庁的な推進体制を整えます。

(4) 国・県・関係機関との連携強化

大気環境、水環境、河川管理、気候変動対策など、広域的な課題については国・県・関係機関との連携が不可欠です。西郷村では、積極的な情報共有と協力体制の強化に努め、地域の実情に応じた効果的な施策を推進します。

3. 進行管理の方法

本計画の実効性を確保するため、施策の進捗状況を定期的に把握し、評価・分析を行います。西郷村では、環境マネジメントシステムの考え方に基づく「PDCAサイクル」を活用し、継続的な改善を図ります。

(1) 計画の評価・分析

計画の進捗状況は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価・分析）、Act（見直し・改善）の手順（サイクル）を基本に、毎年度繰り返し実施します。

評価にあたっては、第4章で設定した基本目標ごとの進行管理指標（KPI）を活用し、SDGsの視点も踏まえて実施します。

(2) 評価・分析結果の報告

年次報告として庁内連絡会議で検討し、環境審議会に報告します。施策の実施状況や環境改善の状況を踏まえ、必要に応じて施策の見直しを行います。評価結果はホームページ等で公表し、透明性の確保と情報共有を図ります。

(3) 環境情報の提供

村民・事業者・行政が共通認識を持って環境保全に取り組むため、広報紙やホームページ等を活用し、環境に関する情報提供を積極的に行います。

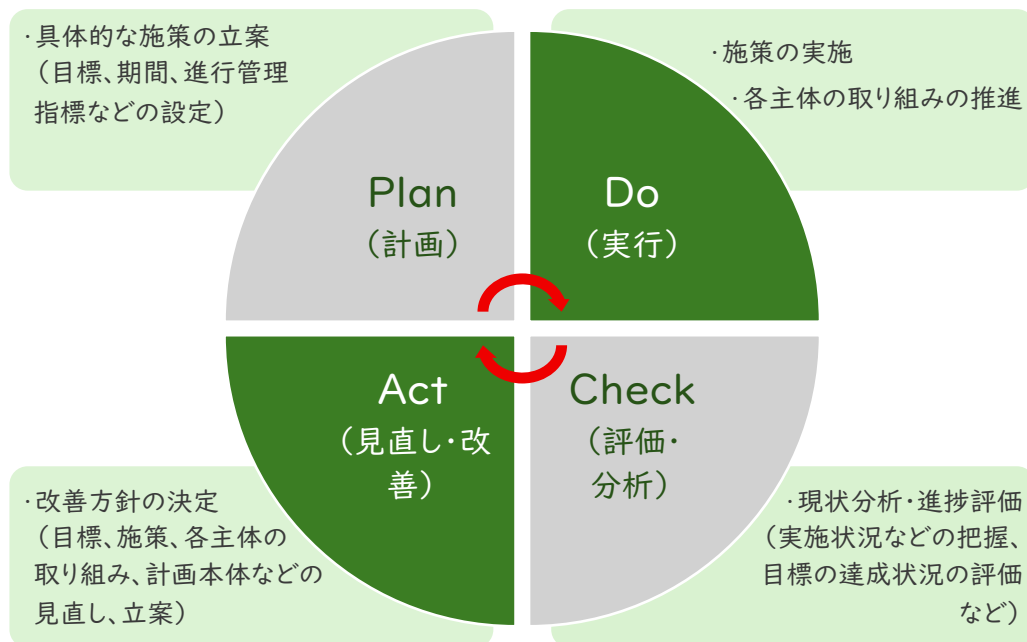
(4) 計画の見直し

計画期間の更新時に見直しを行うほか、社会情勢や地域環境の変化、評価結果等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討します。状況の変化に応じて柔軟に対応します。

(5) PDCA サイクルによる継続的改善

- ・ P (Plan) : 具体的な施策の立案
- ・ D (Do) : 施策の実施
- ・ C (Check) : 現状分析・進捗評価
- ・ A (Act) : 改善方針の決定

【環境マネジメントシステムに基づく PDCA サイクル】



4. まとめ

本章では、計画を推進するための主体の役割、推進体制、進行管理の方法を整理しました。西郷村の環境基本計画は、村民・各種団体・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら、数値目標に基づく進行管理を行い、PDCA サイクルによる継続的な改善を重ねることで、その実効性を高めていきます。

また、環境基本計画と総合振興計画を一体的に推進することで、環境と経済の両立を図り、持続可能な地域社会の実現に向けて着実に歩みを進めていきます。

第6章 資料編

1. 西郷村環境基本条例

西郷村環境基本条例の全文を資料として掲載し、本計画の根拠となる理念・責務・施策方針を示します。(以下、西郷村環境基本条例(平成17年条例第3号))

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 環境の保全に関する施策の基本方針等(第9条・第10条)

第3章 環境の保全のための基本的施策(第11条—第25条)

附則

わたしたちのふるさと西郷村は、雄大な那須連山の麓に広がり、阿武隈川の源流に代表される、水と緑豊かな自然環境に恵まれている。

わたしたちは、その自然の恵みの中で生活を営み、生産活動を行い、今日の社会を築いてきた。しかしながら、近年の都市化の進展や生活様式の変化に伴い、生活の利便性が高まる一方で資源やエネルギーが大量に消費され、本村においても、都市型及び生活型公害や廃棄物処理など環境悪化の諸問題が生じてきている。

健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営むことは村民の権利であると同時に、わたしたちは、この環境を保全しつつ循環型社会を形成し、将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

わたしたちは、人類の存続の基盤である地球環境が有限で、地球環境問題が住民一人ひとりにその解決責任があることを深く認識し、村民、事業者及び行政が相互に協力しあって、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できるふるさと「さわやか高原公園都市・にしごう」の実現をめざしていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、村民の権利と義務を基本理念に定め、村、事業者及び村民の義務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の村民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境の保全 良好な環境を維持し、回復し、及び創出することをいう。

(2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(3) 地球環境保全 人の活動により地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、酸性雨、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに村民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並び

に人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、村民が健康で文化的な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、これを将来の世代に継承できるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、本村の多様な自然環境において、それぞれの地域特性に配慮し、人と自然が健全に共生できるように適切に行われなければならない。

3 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築するため、すべての者の公平で適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と密接な関係にあることを考慮し、あらゆる活動において地球環境保全が図られるように積極的に行われなければならない。

(村の責務)

第4条 村は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、村は、基本理念にのっとり、自らの施策の実施及び社会経済活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減及び環境の保全に自ら積極的に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有す

る。

(村民の責務)

第6条 村民は、基本理念にのっとり、自ら環境についての理解を深め、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自主的かつ積極的に努めるとともに、村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(環境優先の理念)

第7条 村は、自らが策定する施策について、環境優先の理念の下に良好な環境の保全と創造を図ることを旨として行われなければならない。

2 村は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境に十分配慮するよう努めなければならない。

(環境の状況等に関する報告書)

第8条 村長は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第9条 村は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 公害を防止し、大気、水、土壌、植生その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、村民の健康を保護し、生活環境及び自然環境を適正に保全すること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的、社会的条件に応じて、適正に保全されること。

(3) 人と自然との豊かなふれあいの確保並びに良好な景観の保全と創造及び歴史的文化的遺産の保全を図ること。

(4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効

利用、廃棄物の減量等の推進により環境への負荷の低減と地球環境の保全が図られること。

（環境基本計画）

第10条 村長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、西郷村環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

（2）前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する必要な事項

3 村長は、環境基本計画を定めるに当たっては、西郷村環境審議会の意見を聞かなければならない。

4 村長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全のための基本的施策

（施策の策定等に当たっての配慮）

第11条 村は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境の保全について配慮するものとする。

（公害防止の措置）

第12条 村は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要があると認めたときは、適正な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、村は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（誘導的措置）

第13条 村は、事業者又は村民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備、その他環境の保全のための適切な措置をとるよう誘導するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境の保全に関する施設の整備・事業の推進）

第14条 村は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び

公園、緑地等の快適な生活環境を確保するための施設の整備・事業を推進するものとする。

（資源の循環的な利用等の推進）

第15条 村は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理等に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（良好な自然環境の保全）

第16条 村は、阿武隈川源流の里にふさわしい良好な自然環境を保全するため、森林及び緑地並びに水環境の保全に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（推進体制の整備）

第17条 村は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、村の機関及び各課相互の緊密な連携及び調整を図るため、体制の整備、職員の研修その他必要な措置を講じなければならない。

（環境教育及び学習の振興等）

第18条 村は、関係機関等と協力して、事業者及び村民が環境の保全についての理解を深めるとともにその自発的な環境の保全に関する活動を促進するため、環境の保全に関する教育及び学習の振興、広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動の促進）

第19条 村は、事業者、村民又はこれらの者の組織する民間団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるよう、指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第20条 村は、第18条の環境教育及び学習の振興並びに前条に規定する民間団体等の自発的な環境の保全に関する活動に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、これを適切に提供するように努めるものとする。

（村民等の参加）

第21条 村長は、環境施策の策定及び実施状況に関し、村民等から環境保全上の意見等を聴

く場を設けるものとする。

（調査の実施等）

第22条 村は、環境の保全に関する施策を推進するために、必要な調査を実施し、及び監視、測定等の体制の整備を図るよう努めるものとする。

（地球環境保全に向けた行動の促進）

第23条 村は、村民及び事業者がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための指針を定め、その普及に努めるとともにこれに基づく行動を促進するものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第24条 村は、環境の保全に関する施策であって、広域的な取り組みを必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

（地球環境保全に関する国際協力の推進）

第25条 村は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2. 環境に関する基礎データ

第2章で示した現状の裏付けとなる基礎データを整理し、環境基本計画の施策立案および進行管理の根拠となる情報を示します。

(1) 人口推移と将来推計

※ 第2章で示した人口動向の現状を裏付ける基礎データとして整理。

西郷村の人口は、1995年以降おおむね横ばいから微増で推移しているが、2020年国勢調査を基に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口（2023年推計）」によれば、今後は緩やかな減少が見込まれている。

一方、福島県全体では1995年以降一貫した減少傾向が続いており、県全体の人口減少の影響を受けつつも、本村は比較的安定した人口規模を維持している。

これらの人口動向は、地域経済や生活環境、行政サービス需要を考える上で重要な基礎情報となる。

表 6-2-(1)

西郷村・福島県の人口推移と将来推計 1995(平成7)年～2050(令和32)年

年度	西郷村人口 (人)	福島県人口 (人)
1995	17,920	2,133,592
2000	19,494	2,126,935
2005	19,767	2,091,319
2010	20,322	2,029,064
2015	20,808	1,914,039
2020	20,695	1,833,152
2025	20,478	1,731,549
2030	20,099	1,640,431
2035	19,630	1,546,328
2040	19,062	1,449,067
2045	18,313	1,348,734
2050	17,500	1,247,000

※2020年までは国勢調査による実数。

※2025年以降は推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2023年推計)」)。

(2) 気象

※ 気候変動の影響把握に資する気象データの推移を整理。

西郷村の気象状況について、気象庁白河観測所のデータを基に、年平均気温、年間降水量、最大積雪深（最深積雪）の推移を整理した。

年平均気温は近年上昇傾向がみられ、気候変動の影響が地域にも及んでいることが示唆される。年間降水量は年ごとの変動が大きく、豪雨の発生頻度の増加が指摘されている。

最大積雪深については、白河観測所の観測値を用いているが、西郷村は山間地を含む地形のため、実際の降雪量は観測所の値より多くなる地域もある。

冬季の生活環境や交通への影響を把握する上で、こうした地形的特性を踏まえた継続的な観測が重要である。

表 6-2-(2)

気象データの推移 2016（平成 28）年～2025（令和 7）年

年	年平均気温 (℃)	年間降水量 (mm)	最大積雪深 (cm)
2016	12.5	1278.5	30
2017	11.7	1328.5	35
2018	12.7	1211.0	25
2019	12.5	1995.5	10
2020	12.7	1255.0	14
2021	12.4	1504.5	15
2022	12.4	1227.5	11
2023	13.5	1149.0	29
2024	13.6	1492.0	24
2025	13.3	1150.0	14

※気象データは気象庁「過去の気象データ検索」に基づき作成。

※最大積雪深は年間の最深積雪（cm）を示す。

※気象データは気象庁「過去の気象データ検索（白河観測所）」に基づき作成。

※最大積雪深は年間の最深積雪（cm）を示す。

※西郷村は山間地を含むため、地域によっては観測所より降雪量が多い場合がある。

(3) 交通騒音(道路)

※ 国道4号線沿線における騒音状況を把握するための測定結果を整理。

西郷村における道路交通騒音について、国道4号線沿線で実施した自動車交通騒音調査の結果を整理した。測定地点は年度により異なり、2016～2018年度は小田倉原、2020年度以降は石塚北で実施されている。

環境基準類型は、小田倉原が「類型c(準工業地域)」、石塚北が「類型b(第2種住居地域)」であり、それぞれの基準値に基づき評価した。

測定結果は年度により変動がみられるものの、いずれの地点においても環境基準(昼間70dB・夜間65dB)を大きく超える状況は確認されていない。

表6-2-(3)-①

自動車交通騒音調査結果(国道4号線) 2016(令和28)～2025(令和7)年度

年度	測定地点	環境基準 類型	用途地域	要請限度※		環境基準		測定結果	
				昼間 (dB)	夜間 (dB)	昼間 (dB)	夜間 (dB)	昼間 (dB)	夜間 (dB)
2016	小田倉原	c	準工業 地域	75	70	70	65	70.6	68.8
2017	小田倉原	c	準工業 地域	75	70	70	65	69.4	68.3
2018	小田倉原	c	準工業 地域	75	70	70	65	70.4	68.8
2019	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2020	石塚北	b	第2種 住居地域	75	70	70	65	65.9	64.5
2021	石塚北	b	第2種 住居地域	75	70	70	65	67.4	65.2
2022	石塚北	b	第2種 住居地域	75	70	70	65	66.7	64.6
2023	石塚北	b	第2種 住居地域	75	70	70	65	66.8	64.4
2024	石塚北	b	第2種 住居地域	75	70	70	65	65	62.6
2025	石塚北	b	第2種 住居地域	75	70	70	65	65.8	63.2

出典：西郷村環境保全課



は環境基準超過を示す。

※自動車交通騒音調査結果は、西郷村環境保全課の公表値に基づき整理。

※環境基準は、環境省「環境基準に係る騒音の評価方法」による。

※要請限度は、騒音規制法や振動規制法において、工業地域、商業地域などの地域によって自動車の騒音や振動の限度が定められている。生活環境が著しく損なわれる地域においては、都道府県公安委員会に対し、交通規制等の改善措置を要請する基準となる。

(3) 交通騒音(新幹線)

※ 新幹線通過に伴う騒音の推移を整理し、生活環境への影響を把握。

西郷村を通過する東北新幹線について、村内の小田倉前原地区で実施した新幹線騒音調査の結果を整理した。測定は新幹線軌道中心からの距離 25m・50m・100m の3地点で行い、通過車両 20 本のパワー平均値を用いて評価している。

地域類型は「Ⅱ類型(工業地域)」であり、環境基準は 75dB とされている。測定結果は年度により変動がみられ、特に 50m 地点では環境基準を超過する年度が確認されている。

新幹線騒音は列車速度、車両形式、気象条件などの影響を受けやすく、沿線の生活環境に影響を及ぼす場合があるため、継続的な観測が必要である。

表 6-2-(3)-②

新幹線騒音調査結果(小田倉前原) 2016(令和 28)~2025(令和 7)年度

年度	測定地点	地域 類型	用途地域	環境基準 (dB)	測定値結果(dB)		
					25m	50m	100m
2016	小田倉前原	Ⅱ	工業地域	75	57.3	65.3	53.5
2017	小田倉前原	Ⅱ	工業地域	75	73.7	73.4	67.4
2018	小田倉前原	Ⅱ	工業地域	75	74.0	73.2	69.6
2019	-	-	-	-	-	-	-
2020	小田倉前原	Ⅱ	工業地域	75	71.3	77.4	68.7
2021	小田倉前原	Ⅱ	工業地域	75	72.4	73.1	69.4
2022	小田倉前原	Ⅱ	工業地域	75	72.5	78.0	71.4
2023	小田倉前原	Ⅱ	工業地域	75	76.4	95.0	71.9
2024	小田倉前原	Ⅱ	工業地域	75	77.0	78.0	71.0
2025	小田倉前原	Ⅱ	工業地域	75	75.2	73.9	66.1

出典:西郷村環境保全課



は環境基準超過を示す。

※新幹線騒音調査結果は西郷村環境保全課の公表値に基づき整理。

※測定値は通過車両 20 本のパワー平均値。

※測定値結果欄の区分は新幹線軌道中心から測定地点までの距離(25m・50m・100m)。

※環境基準は環境省「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」による。

(4) 大気環境

※ 大気環境の主要項目の推移を整理し、生活環境および健康影響の把握に資する基礎情報として示す。

西郷村周辺の大気環境について、福島県が公表している「大気汚染測定結果(2023 年度)」のデータを基に整理した。

測定値は白河地域の測定局の結果を参考としており、二酸化硫黄(SO_2)、二酸化窒素(NO_2)、光化学オキシダント(Ox)、浮遊粒子状物質(SPM)、非メタン炭化水素(NMHC)、微小粒子状物質($\text{PM}_{2.5}$)など、環境基準の主要項目を対象としている。これらの項目は、地域の生活環境や健康影響に関わる重要な指標であり、継続的な監視が求められている。

近年の測定結果では、いずれの項目も環境基準を大きく超える状況はみられず、概ね良好な状態が維持されている。

一方で、 $\text{PM}_{2.5}$ や光化学オキシダントは気象条件の影響を受けやすく、年度によって変動がみられるため、引き続き注意深い観測が必要である。

表 6-2-(4)

大気環境の推移 2014(平成 26)～2023(令和 5)年度

項目	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
二酸化硫黄(SO_2 :ppm)	000.0	0.000	0.000	0.000	0.001
二酸化窒素(NO_2 :ppm)	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004
光化学オキシダント(Ox :ppm)	0.046	0.045	0.045	0.048	0.047
浮遊粒子状物質(SPM : mg/m^3)	0.012	0.012	0.011	0.010	0.012
非メタン炭化水素(NMHC :ppmC)	0.14	0.14	0.12	0.12	0.12
微小粒子状物質($\text{PM}_{2.5}$: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)	13.0	11.5	10.8	9.2	10.3

項目	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
二酸化硫黄(SO_2 :ppm)	000.0	000.0	000.0	000.0	000.0
二酸化窒素(NO_2 :ppm)	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003
光化学オキシダント(Ox :ppm)	0.043	0.043	0.045	0.044	0.045
浮遊粒子状物質(SPM : mg/m^3)	0.009	0.008	0.007	0.009	0.011
非メタン炭化水素(NMHC :ppmC)	0.11	0.10	0.07	0.08	0.08
微小粒子状物質($\text{PM}_{2.5}$: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)	8.6	9.5	8.5	6.6	7.0

※大気汚染測定結果は福島県「大気汚染測定結果」の公表値に基づき整理。

※測定局は白河地域のデータを使用。

※年度により気象条件等の影響を受け、測定値が変動する場合がある。

(5) 水環境(河川水質)

※ 村内 7 河川の水質検査結果を整理し、地域の水環境の現状把握に資する基礎資料として示す。

西郷村内 7 河川について、村が実施した水質検査結果(2021～2025 年度)を基に、主要な水質項目の推移を整理した。また、2024 年度には PFOS・PFOA の試行検査を 3 河川で実施し、令和 7 年度からは要監視項目として定期的な調査を行っている。

項目名(正式名称)+基準値+解説

項目名(正式名称)	基準値	基準の意味・解説
pH(水素イオン濃度)	6.5～8.5	水の酸性・アルカリ性を示す。 水生生物が生息できる範囲。
DO(溶存酸素量: Dissolved Oxygen)	7.5mg/L 以上	水中の酸素量。低いと貧酸素状態となり生物が生息しにくい。
BOD(生物化学的酸素要求量: Biochemical Oxygen Demand)	2 mg/L 以下	水中の有機物量を示す。 高いほど汚濁が進んでいる。
COD(化学的酸素要求量: Chemical Oxygen Demand)	河川は基準なし	有機物量の参考指標。 湖沼では基準が設定されている。
SS(浮遊物質: Suspended Solids)	25 mg/L 以下	水中の土砂・有機物の量。 濁りの原因となる。
大腸菌数 (CFU/100mL)	300 CFU/100mL 以下	生活排水や家畜由来の汚染を示す指標。
PFOS・PFOA (有機フッ素化合物:PFAS)	合計 50 ng/L 以下 (暫定目標指針値)	分解されにくく蓄積が懸念される。 要監視項目。

表 6-2-(5)

河川水質の推移 2021(令和3)～2025(令和7)年度

① pH(水素イオン濃度)

年度	阿武隈川	堀川	谷津田川	真名子川	千歳川	鳥首川	黒川
2021	7.3	7.5	7.9	7.2	7.2	7.6	7.9
2022	7.5	7.6	7.4	7.4	7.2	7.7	7.7
2023	7.6	7.8	7.7	7.5	7.3	7.6	7.8
2024	6.9	7.2	7.6	7.0	7.1	7.3	7.6
2025	7.4	7.7	7.9	7.1	7.2	7.5	7.6

pH(水素イオン濃度) 基準値:6.5～8.5

解説:水の酸性・アルカリ性を示す指標。河川の生態系に影響し、極端な値は魚類の生息に悪影響を与える。西郷村の河川は概ね基準範囲内で安定している。

② DO(溶存酸素量:Dissolved Oxygen)

単位:mg/L

年度	阿武隈川	堀川	谷津田川	真名子川	千歳川	鳥首川	黒川
2021	12.1	11.9	9.0	11.7	11.9	11.5	12.0
2022	13.0	13.0	8.2	12.3	12.4	12.6	13.3
2023	11.1	11.1	9.7	12.3	10.7	12.7	10.3
2024	11.2	11.7	8.6	11.0	10.8	11.3	11.3
2025	11.2	11.5	10.2	11.1	10.5	11.1	11.6

DO(溶存酸素量) 基準値:7.5 mg/L 以上

解説:水中に溶け込んでいる酸素量を示す指標で、生物の呼吸に不可欠。値が低いと貧酸素状態となり、水生生物が生息しにくくなる。
西郷村の河川は全地点で基準値を大きく上回り、良好な状態を維持している。

③ BOD(生物化学的酸素要求量:Biochemical Oxygen Demand)

単位:mg/L

年度	阿武隈川	堀川	谷津田川	真名子川	千歳川	鳥首川	黒川
2021	1.2	1.4	2.9	1.3	1.1	1.3	1.3
2022	1.4	1.3	9.0	1.3	0.9	0.8	1.0
2023	1.0	2.1	2.9	1.5	0.9	1.8	0.8
2024	1.0	1.6	2.2	0.9	1.0	1.1	1.3
2025	1.2	0.7	1.3	0.7	0.6	0.6	0.6

BOD(生物化学的酸素要求量) 基準値:2 mg/L 以下

解説:水中の有機物を微生物が分解する際に必要とする酸素量。値が高いほど汚濁が進んでいることを示す。
谷津田川や堀川では年度により高めの値がみられ、生活排水等の影響が考えられる。

④ COD(化学的酸素要求量:Chemical Oxygen Demand)

単位:mg/L

年度	阿武隈川	堀川	谷津田川	真名子川	千歳川	鳥首川	黒川
2021	0.6	4.1	3.4	1.0	0.8	1.1	0.8
2022	1.8	2.0	3.4	1.8	1.9	1.6	1.6
2023	1.6	1.7	3.8	2.7	1.9	1.2	1.4
2024	1.0	3.1	2.9	1.6	1.5	1.7	1.2
2025	2.1	2.4	4.4	2.7	2.5	2.8	2.1

COD(化学的酸素要求量) 基準値:河川は基準なし

解説:水中の有機物を化学的に酸化する際に必要な酸素量。湖沼では基準値が設定されているが、河川では参考指標として扱われる。
谷津田川・鳥首川でやや高めの傾向がみられる。

⑤ SS(浮遊物質量:Suspended Solids)

単位:mg/L

年度	阿武隈川	堀川	谷津田川	真名子川	千歳川	鳥首川	黒川
2021	1.0 未満	40	1.3	1.0 未満	1.0 未満	1.8	1.0 未満
2022	1.3	3.1	2.4	2.1	1.0 未満	1.0 未満	2.7
2023	1.7	1.2	3.8	6.1	1.0 未満	1.0 未満	3.4
2024	2.5	5.0	1.8	1.4	1.0 未満	3.4	1.9
2025	2.0	2.1	3.5	1.1	1.0 未満	5.3	1.2

SS(浮遊物質量) 基準値:25 mg/L 以下

解説:水中に浮遊する土砂・有機物などの量を示す。大雨後や農地周辺で増加しやすい。
堀川では年度により高い値がみられ、流域環境の影響が考えられる。

⑥ 大腸菌数(CFU/100mL)

単位:CFU/100mL

年度	阿武隈川	堀川	谷津田川	真名子川	千歳川	鳥首川	黒川
2021	-	-	-	-	-	-	-
2022	81	65	250	150	17	13	5
2023	65	90	26	6	24	380	28
2024	30	74	4	0	4	26	10
2025	44	87	13	26	16	390	19

大腸菌数 基準値:300 CFU/100mL 以下

解説:生活排水や家畜由来の汚染を示す指標。
鳥首川では複数年度で基準値を超過しており、継続的な監視が必要。

⑦ PFOS・PFOA（有機フッ素化合物：PFAS）

単位：ng/L

年度	阿武隈川	堀川	谷津田川	真名子川	千歳川	鳥首川	黒川
2021	-	-	-	-	-	-	-
2022	-	-	-	-	-	-	-
2023	-	-	-	-	-	-	-
2024	ND	-	ND	ND	-	-	-
2025	5ng/L 未満	5ng/L 未満	5ng/L 未満	5ng/L 未満	5ng/L 未満	5ng/L 未満	5ng/L 未満

PFAS（PFOS・PFOA）指針値：合計 50 ng/L 以下（0.00005 mg/L）

解説：熱性・撥水性が高く、環境中で分解されにくい化学物質。生体蓄積が懸念され、国が要監視項目として調査を推奨している。

2024 年度の試行検査では、阿武隈川・谷津田川・真名子川の 3 河川すべてで ND（2 ng/L 未満）であり、指針値を超過した地点はなかった。

2025 年度は、7 河川すべてで検査を実施し、同様に全地点で 5 ng/L 未満であった。

（総括）

西郷村内 7 河川の水質について、2021 年度から 2025 年度までの 5 年間の推移を整理した結果、pH、DO、BOD、COD、SS といった主要な水質項目は、概ね良好な状態で推移していることが確認された。特に BOD や SS は多くの地点で基準値を十分に下回っており、生活排水や土地利用の影響が比較的抑えられていることがうかがえる。

一方で、年度や河川によっては一時的な変動がみられ、谷津田川や堀川では BOD や SS が高めとなる年度があるなど、局所的な水質悪化の兆候も確認された。また、大腸菌数については鳥首川で基準値を超過する年度が継続しており、周辺的生活排水や家畜由来の影響が考えられることから、引き続き注意深い監視が必要である。

2025 年度から新たに要監視項目として追加された PFOS および PFOA については、いずれの地点においても国の指針値（合計 50ng/L 以下）を超過した地点はなく、現時点では大きな問題は確認されていない。

ただし、これらの物質は環境中で分解されにくく、長期的な蓄積が懸念されるため、継続的な調査と動向把握が重要である。総じて、西郷村の河川水質は概ね良好な状態を維持しているものの、地点ごとの特徴や年度変動を踏まえ、今後も定期的なモニタリングを継続し、必要に応じて生活排水対策や地域環境の改善に取り組むことが求められる。

(7) 生物多様性・外来生物対策

※ 外来生物ウチダザリガニの捕獲状況を整理し、生息動向と対策の必要性を示す。

西郷村では、生態系への影響が懸念される特定外来生物ウチダザリガニについて、平成 28 年度から継続して捕獲調査および駆除を実施している。以下に、2016 年度から 2024 年度までの捕獲数の推移を整理し、発生状況の変化と対策の必要性を示す。

表 6-2-(7)

特定外来生物（ウチダザリガニ）防除の推移 2016（平成 28）～2024（令和 6）年度

単位：匹

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
2016	56	0	50	1,351	500	232	246	0
2017	9	199	835	2,744	316	840	66	0
2018	76	131	152	1,680	303	643	186	242
2019	231	100	187	1,576	801	1,449	190	0
2020	0	77	0	2,864	2,883	3,344	404	0
2021	0	0	825	2,230	1,746	11,695	2,438	2,187
2022	0	0	632	918	877	9,508	1,211	5,216
2023	615	746	1,038	1,493	1,970	13,397	10,054	3,351
2024	976	221	583	1,997	18,763	8,728	5,104	1,835

(解説)

- ・ 捕獲数は年度により大きく変動しているが、令和 3 年度以降は急増傾向が顕著。
- ・ 特に 令和 5 年度・令和 6 年度は過去最大規模の捕獲数となり、令和 6 年度は年間 38,207 匹と突出して多い。
- ・ 夏季（7～9 月）に捕獲数が急増する傾向があり、繁殖期の影響が考えられる。
- ・ 令和 3 年度以降の急増は、生息域の拡大、繁殖の加速、捕獲体制の強化など複数要因が重なっている可能性がある。

(総括)

ウチダザリガニは近年、村内での生息域拡大と繁殖が進んでおり、捕獲数は増加傾向にある。特に令和 5 年度以降は急増が顕著であり、在来生物や水辺環境への影響が懸念される。今後も継続的な捕獲と生息状況の把握、地域住民への周知啓発が重要である。

(8) 廃棄物・資源循環

※ 一般廃棄物の排出量や資源化率の推移を整理し、資源循環の現状把握に資する基礎データとして示す。

西郷村における一般廃棄物の排出量、資源化量、リサイクル率について、2014 年度から 2023 年度までのデータを整理した。

また、1 人 1 日当たりのごみ排出量については、西郷村・福島県・全国平均を比較し、県内外における本村の位置づけを把握した。

表 6-2-(8)

一般廃棄物排出量等の推移 2014(平成 26)～2023(令和 5)年度

年度	総排出量 (t)	1 人 1 日あたりの排出量(g)			資源化量 (t)	リサイクル 率(%)
		西郷村	福島県	全国		
2014	6,142	846	1,081	947	662	11.1
2015	6,755	921	1,057	939	1025	15.2
2016	6,699	914	1,039	925	986	14.7
2017	7,025	958	1,042	928	1023	14.4
2018	6,658	906	1,029	918	616	9.2
2019	6,761	911	1,035	918	586	8.7
2020	6,833	926	1,033	901	568	8.4
2021	7,123	967	1,032	890	546	7.7
2022	7,311	987	1,021	880	724	10
2023	6,916	925	968	851	670	9.7

(解説)

西郷村の一般廃棄物排出量は年度により増減がみられるものの、1 人 1 日あたりの排出量は、全国平均と概ね同程度で推移している。

一方で、資源化量およびリサイクル率は年度により差があり、分別の徹底や資源物回収の取り組み状況が反映される結果となっている。

また、環境省が公表した令和 5 年度の一般廃棄物処理事業実態調査では、福島県の 1 人 1 日あたりのごみ排出量が全国ワースト 2 位(2022(令和 4)年度はワースト 1 位)となっており、県全体として排出量の多さが課題となっている。本村においても、引き続きごみ減量化や資源化の推進が重要である。

(9) 気候変動・温室効果ガス排出量

※ 福島県及び西郷村の温室効果ガス排出量の推移を整理し、脱炭素施策の基礎情報として示す。

福島県および西郷村における温室効果ガス排出量について、2013 年度から 2022 年度までの総排出量、森林等吸収量、実質排出量の推移を整理した。

福島県全体の動向と比較することで、本村の排出状況や吸収量の特徴を把握することができる。

表 6-2-(9)

福島県・西郷村 温室効果ガス排出状況 2013(平成 25)～2022(令和 4)年度)

年度	福島県			西郷村		
	総排出量 (千 t-CO ₂)	森林吸収量 (千 t-CO ₂)	実排出量 (千 t-CO ₂)	総排出量 (千 t-CO ₂)	森林吸収量 (千 t-CO ₂)	実排出量 (千 t-CO ₂)
2013	18,703	1,669	17,034	92	22	70
2014	18,182	1,743	16,439	90	23	67
2015	17,498	1,336	16,162	88	18	70
2016	17,723	1,311	16,412	87	18	70
2017	17,530	758	16,772	86	10	76
2018	16,805	1,290	15,515	85	17	67
2019	16,505	1,442	15,063	82	19	63
2020	15,126	1,728	13,398	78	23	55
2021	15,433	1,527	13,906	79	20	59
2022	14,992	1,591	13,401	77	21	56

(解説)

- ・ 福島県の温室効果ガス総排出量は、2013 年度の約 18,700 千 t-CO₂ から 2022 年度には、約 15,000 千 t-CO₂ へと減少している。森林等吸収量は年度により変動がみられるものの、排出量は約 17,000 千 t-CO₂ から 13,400 千 t-CO₂ へと着実に減少している。
- ・ 西郷村の温室効果ガス総排出量は、2013 年度の 92 千 t-CO₂ から 2022 年度には 77 千 t-CO₂ へと減少している。森林等吸収量は、県の吸収量を森林面積比で按分して推計したものであり、年度により変動がみられる。実質排出量は 70 千 t-CO₂ から 56 千 t-CO₂ へと減少しており、村においても排出量の減が進んでいる。
- ・ 2017 年度の森林吸収量が大きく減少しているのは、森林の状態が急激に悪化したためではなく、国の算定方法や森林資源データの更新が行われた影響によるもの。全国的にも同様の傾向が見られる。

出典：福島県「地球温暖化対策推進計画(温室効果ガス排出量算定結果)」、
環境省「自治体排出量カルテ(市町村別排出量)」、
農林水産省「農林業センサス(2020 年・県集計)」

※ 西郷村の森林等吸収量は、福島県の吸収量を森林面積比により按分して推計した値である。

(10) 自然環境・生態系

※ 村内の自然環境の特徴や保護区域、生物多様性に関する基礎情報を整理し、自然共生施策の基礎資料として示す。

西郷村は、阿武隈山地の西端に位置し、森林、渓谷、湿地、里山など多様な自然環境に恵まれている。村の総面積の約 3 分の 2 を森林が占め、豊かな植生と多様な生物が生息する自然環境が形成されている。本章では、村内の植生や自然環境の概要、自然環境保全地域などの保護区域、生物多様性に関する基礎的な情報について整理する。

表 6-2-(10)-① 西郷村の森林率および主要植生区分

項目	内容
村の総面積	192.06 km ² (19,206ha)
森林面積	129.95 km ² (12,995ha)
森林率	68%
主要な植生区分	落葉広葉樹林、スギ・ヒノキ人工林、河畔林・湿地植生
特徴	甲子山周辺のブナ林、阿武隈川水系の河畔林、田土ヶ入地区の湿地植生など

表 6-2-(10)-② 西郷村における自然環境保全区域の状況

区分	名称	区域面積
自然環境保全地域	西郷瀬	57.9 ha (うち特別地区 10.21 ha)
国立公園	日光国立公園	福島県内 7,329ha (下郷町・西郷村、村内面積不明)
保安林	水源涵養保安林ほか	(林班単位)
鳥獣保護区	県鳥獣保護区(名称なし)	(区域不明)

(解説)

西郷村には、県の自然環境保全地域として「西郷瀬(にしごうどろ)」が指定されている。

西郷瀬は、柱状節理が発達した渓谷景観を特徴とし、地形・地質的に貴重な自然環境として保全が図られている。

また、村の北西部(甲子山周辺)は日光国立公園の区域に含まれており、特別地域および普通地域が指定されている。日光国立公園の福島県内の陸域面積は 7,329ha で、下郷町と西郷村にまたがっているが、市町村別の区域面積は公表されていない。

このほか、村内には水源涵養や土砂流出防備などを目的とした複数の保安林が指定されているほか、一部地域は県鳥獣保護区に含まれ、ツキノワグマやニホンカモシカなどの生息環境保全が図られている。

表 6-2-(10)-③ 西郷村の「村の花・鳥・木」

区分	名称	補足・特徴
村の花(草花)	ミズバショウ	田土ヶ入地区に自生する湿地性植物
村の花(木花)	ヤシオツツジ	甲子溪谷・楽翁溪の景観を形づくる落葉低木
村の鳥	キジ	自然度の高い草原・低木林に生息する象徴的な鳥
村の木	カシワ	強靱で再生力が高く、村内の山野に広く分布

(解説)

西郷村では、昭和61年7月17日告示第49号により、「村の花・鳥・木」が定められている。これらは村の自然環境を象徴する存在であり、地域の自然保全意識の向上にも寄与している。

3. 西郷村環境審議会

環境基本計画の策定にあたり、環境基本法第 44 条に基づき設置された西郷村環境審議会の構成および審議経過を整理します。

1. 西郷村環境審議会の概要

西郷村環境基本計画の策定にあたり、環境基本法第 44 条に基づき設置された「西郷村環境審議会」において、計画の方向性や重点施策、環境の保全に関する基本的事項について調査・審議を行った。

審議会は、学識経験者や住民代表、事業者代表、行政関係者などから構成され、村長の諮問に応じて計画案の検討や環境データの評価を行う附属機関である。委員の任期は条例に基づき 2 年とし、再任が可能である。

以下に、審議会の委員構成および主な審議内容を整理する。

2. 委員構成

(順不同)

氏名	職名等	備考
手塚 公裕	日本大学 工学部 土木工学科 准教授	会長
吉田 安伸	福島県県南地方振興局 県民環境部副部長兼環境課長	
鈴木 隆宏	西郷村行政区長会 会長	副会長
臼井 宏禎	夢みなみ農業協同組合 西郷支店長	
飯田 浩	西郷村商工会 会長	
遠藤 玉美	西郷村婦人団体連絡協議会 会長	
児山 英雄	福島県自然保護指導員	
大越 則恵	西郷くらしの会 会長	

3. 計画策定経過

審議経過

項目	開催日時・場所	審議事項等
【諮問】 第1回	令和7年11月11日 午後2時00分より 西郷村文化センター 第4研修室	・審議会への諮問 ・西郷村環境審議会の運営について ・西郷村環境基本計画の改訂及び西郷村地球温暖化対策実行計画（地域施策編）の策定について 1 計画改訂等の目的および進め方の説明 2 現行計画の評価と課題整理等
第2回	令和8年1月20日 午後1時30分より 西郷村文化センター 第4研修室	・2つの計画（素案）の審議 1 各章ごとの整理 2 計画期間、環境像（基本理念を踏まえた）基本目標（案）の検討 3 各分野（地球環境、生活環境、資源循環、自然環境、環境教育等）の施策方向性の整理、重点施策の検討
第3回	令和8年2月26日 午後1時30分より 西郷村商工会館 相談室	・2つの計画（案）の審議 1 委員意見を踏まえた修正点の整理 2 答申に向けて（審議結果のまとめ）
【答申】 第4回	令和8年3月26日 午後1時15分より 西郷村役場 村長室	・2つの計画書（案） 1 手交式 2 審議会答申書の提出

自然のめぐみ

私たちは、暮らしに欠かせない水や食料、木材、繊維、医薬品をはじめ、様々な生物多様性のめぐみを受け取っています。

生物多様性が豊かな自然は、私たちのいのちと暮らしを支えているのです。



【出典】環境省 考えてください生物多様性（生物多様性啓発パネル）より

西郷村環境基本計画 令和8年3月

発行：西郷村環境保全課

〒961-8501

西郷村大字熊倉字折口原 40 番地

TEL 0248-25-2197

E-mail : kankyoku@vill.nishigo.fukushima.lg.jp